

文学部長外山正一の建言

「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」（明治十五年二月）

所澤 潤

はじめに

はじめに 目次

解説

1 「建言」の価値

2 「建言」の構想と制度形成

豫備門と中学校の連絡関係の調整

四つの改革

3 「建言」の内容

資料 註

目次

大学の卒業者の水準を高くするためには種々の方法が考えられるが、その一つとして、入学試験の段階で優秀な受験生を数多く集めるという方法がある。帝国大学誕生以前の明治十年代に大学の卒業者の水準をいかにして高くするかが問題となつた時、東京大学法理文三学部で考案された方法はそれであつた。当時はまだ大学進学希望者が少なく、潜在的な入学志願者をいかに掘り起こすかが課題であつたのである。当時の東京大学には予備教育機関の東京大学豫備門（以下、豫備門）が存在していたので、それは、豫備門の入学者選抜システムの課題となつた。

ここに紹介する「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」は、明治十五年二月に、当時、東京大学教授兼東京大学文学部長であった外山正一^{とやままさかず}が、豫備門に全国レベルでみて優秀な者が入学するシステムの導入を提案したものであり、その内容は、明治十五年当時、法

文学部長外山正一の建言 「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」（明治十五年二月）

理文三学部内に、そのような改革が必要であるという認識がひろく存在していたことを示している。従来全く印刷されたことのないものと思われる。

豫備門は、東京開成学校豫科と東京英語学校を母体として、明治十年四月十二日に東京大学法理文三学部に入學するための豫備教育を行う教育機關として設けられた学校である。同じ日、東京大学も東京開成学校と東京医学学校を母体として設けられ、豫備門は、法理文三学部の長である綜理の管理下に置かれた。明治十四年六月から七月にかけての法理文三学部と医学部の組織の統合の後は、新しい東京大学の長である綜理の管理下に置かれ、明治十五年六月二十日、医学部預科と統合された。統合の当初は旧豫備門は豫備門本爨、旧医学部預科は豫備門分爨と呼ばれたが、十七年には教育課程が統合されて九月一日から本爨分爨の呼称が廃止された。その後、明治十八年八月十四日、東京大学の管理を解かれて文部省直轄とされ、明治十九年四月、第一高等中学校となる。後の第一高等学校の前身である。^{(一)(二)}

本紹介の標題には「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」と名を付したが、原文に題が付けられているわけではなく、この題は、本文の最後の段落から取つて、解説者が付けたものである。以下、本稿では文部卿宛て差出しの添書きに用いられている「建言」という語で仮称することとする。

本紹介では、解説と本資料全文のほかに、解説を裏付ける関連資料を補助資料として掲げる。

本資料は、東京大学史史料室に保管されている公文書綴り『文部省往復』明治十五年乙に綴じ込まれている原議文書である。文書は、外山正一の名前で書かれた本文と、それを文部卿へ差出すための東京大学總理名の添書きとからなっており、合せて一件の書類として起案決裁の稟議にかけられている。前者が六二六一六三九丁にかけて、後者が六二五丁である。前者は、袋綴じの無罫紙に書かれており、全体で一四丁（二七頁）である。墨筆により各頁一〇字×一〇行の割付けで淨書されたものであるが、その上にさらに墨筆及び朱筆による修正の部分がある。後者は袋綴じの青色七行罫紙が用いられている。この罫紙は、當時、通常の起案に用いられていたもので、各行の右側に細罫が一行ずつ計七行ついており、合計で一四行となつてている。

本資料の翻刻に当たつては、墨筆及び朱筆による抹消、修正、加筆などの痕跡を含めることとし、それを示す方法は凡例中に掲げた。また本文には、まとまりごとに①から⑥までの番号をつけ、②及び③についてはそれぞれA及びBに分けた。また②Bと③B以外については、文単位にアラビヤ数字で番号を付けた。以下、解説中で内容に言及するときはこの番号を用いる。

解 説

この文書の価値としては、存在を知られていない外山正一の著作といふことをあげられる可能性が高いが、本稿では内容的側面の価

値に焦点をあて、「建言」を当時の改革に位置づけたい。但し「建言」の提案は実現していないので、当時行われた改革を、提案の基盤をなす方向性に基づいて位置づけ、それによって「建言」を含む当時の制度改革が持っていた構想を把握することを試みる。なお、最後に「建言」の内容の概略を示す。

1 「建言」の価値

「建言」は、大学の入学者受入れの仕組みについて、基本的な方向を示し、あわせて具体的な方策を提案したものである。示された基本的な方向は、東京大学法理文三学部が優秀な学士を生み出すために、その豫備教育機関である豫備門に全国レベルの「人才」を集めなければならない、というものである。提案は貢進生（一種の推薦入学生）と給費の二つの制度を設けることである。また、実行した場合に必要になる経費を試算して示している。

筆者が「建言」に注目するのは、二回行政的な意思決定ルートに乗せて処理された点である。一回目は、明治十五年一月二十二日付で文部卿に宛てて発せられた時で、もう一回は、同年十一月二十日から文部省により開設された学事諮問会において外山自身から説明されることが同会会幹に公的に伝えられた時である。いずれも大學の正規の稟議を経ており、「建言」の内容が、その時点での組織から受け入れられていたことを示している。大学の意思決定機構が帝国大学誕生後と異なったものであったとはいえ、当時の東京大学における代表的な主張の一つであったとみられるのである。

一回目について。「建言」の文書は、外山から净書したものが大学に提出されたとみられる。それを受けて、庶務課で添書きを合せて起案され、決裁に付された。「建言」は外山の名でなされたものであるが、差出しは東京大学総理の加藤弘之の名で行われている。朱筆で加えられている修正は、外山によるものではなく、稟議の過程でのものであり、「建言」が行政的性格を持つていることを示している。修正の大多数を占める数字の間違いの正誤は、訂正済もあるところから事務的に行われたと考えられる。ただ、その中の①5の部分は内容に関わって削除されている。削除された部分は、現状認識が、外山一人のものではなく、総理を初めとして学内の教官の共通認識だと、主張のよって立つ基盤を学内全体にもとめたところであるので、行政的に不適当と考えられた可能性が高い。なお削除の痕跡により、それが法理文三学部内の非常に有力な認識であったことを知ることができる。

一回目について。「建言」は、明治十五年の学事諮問会において東京大学法理文三学部で外山自らにより説明されたとみられる（但し予定として書かれた文書しか見つかっていない）。学事諮問会は、文部省により明治十五年十一月二十日から約三週間にわたって東京で府県の学務課長等を招集して開会されたもので、その開設の目的は「府県学務課長府県立学校長ニ親ク地方学事ノ実況ヲ諮フカ為」であった（補助資料2・4）。「諮問ノ事項」には四十項目があがっているが、第十七として本資料と関わりのあるような「中学校専門学校等卒業後ノ情況并ニ公費ヲ以テ生徒ヲ諸学校ニ派遣入学セシムル方法

及其実況」もあがっている（補助資料2・4）。「建言」の内容の提案は、会期中に組まれた法理文三学部の参觀の際に外山自らが行うこととして計画されていた。東京大学總理から学事諮詢会幹事会次へ宛てた公文書中に、外山文学部長から示諭する大意について「過般文学部長より文部卿へ建言セル各府県ヨリ貢進生様ノ者ヲ大学へ出候儀実際ニ行フテハ如何ノ旨ヲ示諭ス」と書かれ、決裁されている（補助資料2・5）。

「建言」の提案自体は実現せずに終わっている。しかし、解説者は実現したか否かではなく、組織の意思決定ルートに乗ったことに資料としての価値を見出している。

2 「建言」の構想と制度形成

豫備門で、明治十年に繰り返し行われている入学制度に関わる改革の内、次の四つは全国の中学校から「人才」を集める改革と捉えることができる。

〔1〕入学者に要求する英語を正則英語から変則英語に改める。

（明治十四年三月付け伺い、七月二十一日付け許可。補助資料2・2）

〔2〕東京だけでなく、全国各府県で入学者選抜試験を行う。

（明治十五年十二月二十三日付け伺い、同月二十九日付け許可。補助資料2・10）

〔3〕英語専修課を設ける。これは〔2〕と同時に導入された。

（明治十五年十二月二十三日付け伺い、同月二十九日付け許可。補助資料2・10）

四給費制度を設ける。

（明治十六年一月十三日付け伺い、三月十日付け許可。補助資料1・3）

しかし、『東京大学豫備門一覽』（以下『一覽』と略す）に掲載された「沿革略」では、〔1〕、〔2〕、〔3〕はいずれも中学校との連絡関係（入学者受入れ関係）の調整として記録され、また〔4〕は、入学制度とも中学校制度とも関わらない形で記録されている。『東京大学百年史』でもその点では同様である。⁽³⁾ そこでまず、そのような〔1〕、〔2〕、〔3〕の位置づけを確認した上で、「建言」の持っていた方向性から解釈を加えることとしたい。

豫備門と中学校の連絡関係の調整 豫備門は、まだ中学校のほとんど設けられていないかった明治十年の誕生の時点では、中学校とほとんど接点のない学校であった。入学年齢は十三歳とされていたが、それは母体となつた一方の東京英語学校の入学年齢を引継いだもので、年齢からみて小学校卒業者が中学校を経由せずに入学することも想定されていたのではないか、と考えられる。以後の変遷は図1のようになる。明治十二年から十三年にかけての『一覽』でもその年齢が継続しており、明治十三年から十四年にかけての『一覽』では入学可能な年齢が十二歳以上に引き下げられているが、その理由は明らかでない。

明治十四年九月の新学期から改訂学科課程が施行されるが、その課程では、〔1〕英学が正則英学から変則英学に転換され、〔2〕第四級が廃止され、〔3〕さらに明治十五年九月の三級入学者から入学可能な年齢も一年分引き上げて最低十四歳とされた。⁽³⁾ にいう正則英学、

太線が豫備門（本級）の課程。○囲み数字は入学及び卒業の最低年齢。
新入生が経験する予定の課程を示したもので、在校生は旧課程のままである。

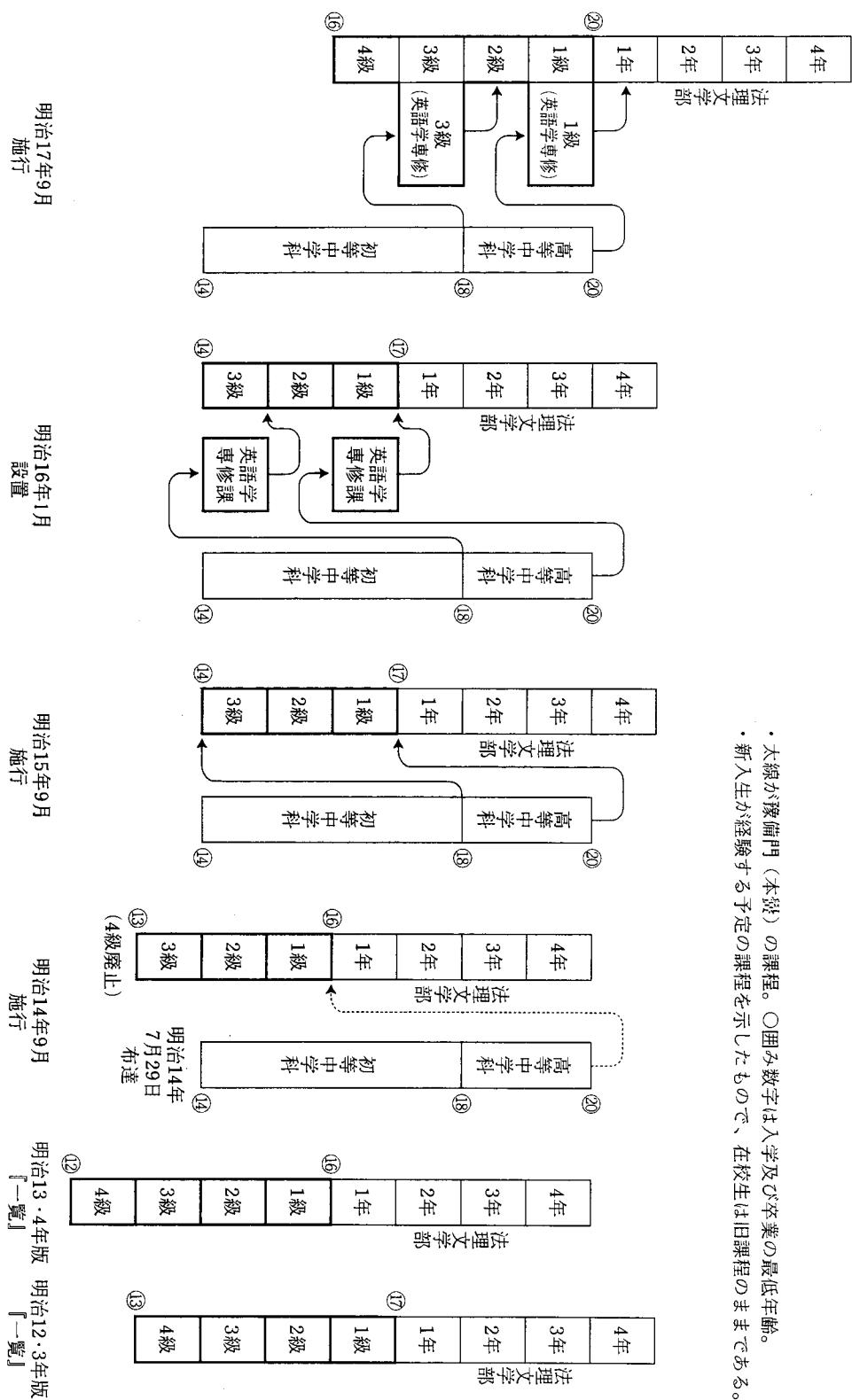


図1 東京大学豫備門（本級）の課程

（文部省告示第三四二）◎體制「大外く大内へ入サル體制ヤハニテヘ始」（昭和十四年九月一日）

変則英学は、当時の英語学習法を反映した分類である。正しい発音を身につけながら学んでいく英学を正則英学といい、発音は後回しにして先に読み書きを深めていく方法を変則英学といった。改訂の内の(1)が、さきに掲げた四つのうちの(1)である。「建言」がまとめられる明治十五年二月の半年前のことである。明治十四年七月二十九日に布達された「中学校教則大綱」の中学校の課程に対応づければ図1の当該部分のようになる。

文部卿へ改訂の許可を求めた伺い（補助資料2・2及び2・3）では、それぞれについて、中学校との連絡関係を教育課程の面で調整するものとして説明している。(1)英語の転換については、「豫備門

従来ノ学科課程之儀ハ専ラ正則ノミヲ主眼ト」としていたので入学

試験も「正則ヲ主トシ」て来たが、「何分解意之力寡ク故ニ其本「法理文三学」部へ進入スルヤ往々不便ヲ生シ」かつまた「其解意ノ力寡キカ為メニ自然正則之進歩モ亦遲緩」になるように思われるので、「今後ハ入学試業ニ要スル変則英学并ニ数学ヲ一層高尚ニ」したい。

(2)第四級の廃止については「府下或ハ地方ノ諸学校ニ於テ修学ノ途有之学科ハ豫備門課程中ヨリ之ヲ廢」するものである。また(3)入学年齢を高めたのは「其齡猶稚弱ニ過クルカ如キニ因リ自今十四年以上ニ改メ」ることが必要なためである（補助資料2・3）。そして、以上の三つの改訂の背後にある理由としては、「教導上ノ有益」及び「経済上」の「裨益」があげられているにすぎない（補助資料2・2）。

『一覧』の沿革でも、地方中学校の現状に対応して連絡をよくするためという基調でまとめられており、明治十四年「同「七」月第四

級ヲ廢ス時ニ各地學事稍進ニ公立私立學校ニ於ケルモ或ハ當門第四級ニ匹儻スルノ學科ヲ教授シ以テ生徒ノ當門ニ入学スルノ階梯トナスヘキモノ既ニ若干アリ乃チ第四級ニ置ケル學課ノ如キハ之ヲ他ニ譲リ第三級ヲ以テ當門ノ初級トナス」のように書かれている。

次に中学校制度との調整が行わるのは、明治十六年一月である。地方中学校の初等中学科卒業者を対象に、豫備門の入学者選抜試験を全国の各府県で行う制度が設けられ、同時に英語学専修課も設置される。中学校課程との関係は、図1の当該部分のようになる。(2)と(3)がこれにあたる。

(2)と(3)の狙いも、当時の規則制定関係の文書には、やはり中学校制度との連絡関係をよくするという以上のこととは書かれていない。

(2)について成文化された規則に「初等中学科卒業ノモノニ限り便宜ヲ計」るとあり（補助資料2・11）、(2)と(3)について当時の文部省普通学務局長から各府県への通知に「今後大学ニ入ルノ生徒ハ可成中学校ヲ經テ入学セシムル」という表現がある（補助資料2・12）。また、(3)について文部卿宛ての設置の伺いの中に、現状認識だけが「地方中学校ニ於テ初等中学科或ハ高等中学科ヲ卒業セル生徒ニシテ本學法理文学部ノ内え進入ヲ志望スルモ未タ英語学ニ達セサルヲ以テ素願ヲ失シ候者往々尠カラス」と書かれている（補助資料2・10）。

(1)と(2)についての『一覧』の「沿革略」の部分も、(1)の場合と同様、中学校と連絡をよくするためという基調でまとめられており、『十六年一月本覺ニ英語学専修課ヲ置ク是ニ於テ當門地方中学校ト連絡ヲ相通シ其初等中学科或ハ高等中学科ヲ卒業シタル生徒ヲシテ

特ニ此課ヲ修メ以テ其當門本醫第二級或ハ本學法理文學部第一年級ニ進入スルノ階梯トナサシム⁽⁹⁾と書かれているにすぎない。

その後、豫備門と地方中學校との連絡關係については二つの整備が進められる。

明治十七年一月三十一日に、入学の時期が増加され、学年の始め一回のみに限らないことに改められた。理由は、當時、地方中學校中には七月だけでなく、二月にも生徒を卒業させるところがあつたこと、また豫備門本醫の英語學專修の生徒にも中には修業數月で、

語學に熟達する者もいるということであった（補助資料2・13）。

明治十七年九月の新入学生から、豫備門本醫の課程は上に一年延長されて四年制になり、入学年齢は二年引き上げて満十六歳以上に高められた（補助資料2・14）。その際に英語學專修課はなくなるが、初等中學科を卒業して豫備門へ編入する場合、あるいは高等中學科を卒業して法理文三學部へ入学する場合、豫備門の三級あるいは一級で一年間英語學を専修することとされた。中學校課程との關係は、図1の当該部分のように描くことができる。また、従来あつた地方中學卒業者を対象とするという限定が削除されている（補助資料2・15）。入学年齢引上げは、明治十四年七月二十九日布達の「中學校教則大綱」が示している高等中學科卒業の年齢を豫備門卒業の年齢と等しくするために行われたと推察されるが、文部卿に許可を求めて伺いの中に全く言及がない。

ところで(四)の給費の問題は、以上の改革の流れを中學校との連絡關係の調整と捉えるならば、位置づけようがない。本節のはじめに

触れたが、『一覽』の「沿革略」にも明治十六年の部分で「四月生徒中學業優等品行最端正ナル者若干ヲ撰ヒ褒賞給費生トナス是レヨリ先キ文部省生徒ヲ獎励スル為メ官立學校給費規則大綱ヲ定メラル因テ其旨ニ基ツキ此撰ヲ行フナリ而シテ自今以降ハ毎學年ノ始メ更メテ新撰スルヲ常則トス」と記されているにすぎない。全国から「人オ」を集めるという「建言」に示された方向性を考慮してあえて位置づけるとすれば、給費で中學校を卒業したものに給費で豫備門に入学できる可能性を開いたということであろうか。

以上が、四つの改革を中學校制度との連絡關係の調整の過程として位置づけた流れである。

四つの改革 四つの改革は、実現しなかつた貢進生の制度とあわせて、總体として受験者層を拡大する方向性を持つものであり、中等學校制度との連絡關係の調整という以上の位置づけが可能である。「建言」は、「天下ノ人才」が集まつていらない理由として、英語の學力の問題、受験者が上京するための手間と経費の問題、及び入学後の學費の問題をあげているが、四つの改革の内、(一)變則英学への轉換と(二)英語學專修課設置は、英語の學力の問題についての対処であり、(三)地方での入試の施行と(四)給費制度の導入は、受験と入学後の經濟的負担についての対処と捉えられる。

以下に、四つの改革のそれぞれについて、その概略をまとめるとともに、受験者層を拡大するという方向性からの解釈を試みたい。

(一)明治十四年九月の新學年入学者から要求する英語を正則英語に転換したことは、それまで受入れることが困難であった變則英語を

教える中学校の卒業生の入学を容易にするという点で、受験者層を拡大するものであった。

改革は、第四級（第一年）の廃止を含む学科課程と入学試験科目の改訂という形で明治十四年三月に文部卿に伺われ、同年七月二十日に文部卿から許可を得ている（補助資料2・2）。

この改革が、全国から「人才」を集めようという意図にそつたものであったことは、「建言」の次の部分から知ることができる。①10の部分に「是迄テハ所謂正則法ニテ仕立ラレタルモノニアラザレハ豫備門へ入学スル「ハ出来ザル仕組」であったので「幸ニシテ広島大坂新潟等ノ如ク正則学校ノ設アリシ所ノ生徒」でなければ「東京外ノ者ニシテ豫備門へ入学セン」「ハ到底望ノ絶ヘタル」ことであつたとあり、①11の部分に「今年ヨリ此儀ハ改正相成変則仕立ニテ豫備門へ入学出来ベキ」「ニハ相成候得共」とある。

変化は、表面的には第四級にあった発音訓練の段階が第四級の廃止にともなって消えたことだが、実質的にはそれにもなって第三級以上で発音が軽視されるようになったものと思われる。改訂後、姿を消した第四級の「教科細目」中には典型的な正則英語の内容があり、例えば、一週間二時の「読方」は、教科書として「チャヤンブル氏第三及第四読本」を用い、その内容は次のようになっていた。

第一学期ニ於テハ生徒ヲシテ其状貌ヲ正シ發音ヲ明カニセシメ第二学期ニ於テハ文法上ノ停節ヲ教ヘ且ツ一個ノ語詞ヨリ遂ニ一句一章ニ至ルマテ發音ヲ正シ漸ク読方ノ範囲ヲ拡進ス第三学期ニ於テハ人ヲ感動セシムルカ如キ音声

ノ抑揚ヲ發スルコトヲ得セシメンカ為メ讀ム所ノ文意ヲ詳悉⁽¹⁾了解セシム

この改革には、外山の意見が強く反映していると考えられる。明治十三年九月から十四年八月までを対象にした「哲学及英吉利語教授外山正一申報」（『東京大学第一年報』所収）には次のような部分があり、外山が発音より解釈を優先した変則法による英語教育を行つた方がよい、と考えていたことを知ることができるからである。

余ノ三学部ニ於テ英語ヲ教導スル「茲ニ年アリ而テ其間ノ経験ニ因テ考フルニ生徒ノ英語ニ未熟ナルモノハ僅々数年間所謂正則法ナルモノニ循テ専ラ修業セルモノ、如シ此等ノ輩タル短少ナル文ヲ綴リ短少ナル文句ヲ以テ会話スル等ノコトハ出来サルニアラサレモ少シク込ミリタル文章ハ兎テモ解スルコト能ハス到底其國ニ行カヌシテ外国ノ語ヲ学ハニハ最初ハ変則ニテ文意ヲ解スル「ヲ十分ニ学ヒ然ル上ニテ正則ニ転スルヲ以テ適當ノ法トスペシ英人カ仏語ヲ学ヒ仏人カ英語ヲ学ブ如キ都テ此法ニ依ラサルナシ最初ヨリ純粹ノ正則ニシテ仕立テントスル時ハ非常ノ歳月ヲ経ルニアラスンハ文意ヲ解スルニ熟達スル「能ハサルハ昭々乎トシテ明ナリ⁽²⁾」

〔〕豫備門の入学者選抜試験を全国の各府県で行う制度は、地方中学生卒業者の経済的負担を軽減するという点で、受験者層を拡大するものであった。勿論、心理的な負担をも軽減するものであったといつてよいであろう。この制度の導入は〔〕の英語学専修課の設置と共に文部卿に伺われ、明治十五年十二月二十九日付けて許可されている（補助資料2・10及び2・11）。さらに、当時、文部省が発行していた『文部省報告』の明治十六年分第一号（明治十六年二月二日発行）に〔〕の英語学専修課の設置とともに掲載され、また別途に全国各府県に通知された（補助資料2・12）。

制度は、入学試験を、豫備門本體内で行う以外に、「初等中学科卒

業ノモノニ限り便宜ヲ計」つて各府県で行うというもので、その実施方法は、入学試業問題は「地方官ニ托シ」て「地方官ヲシテ毎年七月上旬ニ於テ試業ヲ施行」させ、提出された答案は、地方官から直ちに豫備門に送って豫備門での答案を「査定」し、合格者を地方官に伝えるというものであった（補助資料2・11）。

この制度が「建言」の提案する「貢進生」と異なっているのは、入学試験により選抜を行う点である。「貢進生」の方は、各府県の推薦による入学の制度で、一部の金錢的負担も各府県に求めるものであつた。しかし、「貢進生」の制度とともに、同じ学事諮詢会の場で各府県学務課長へ示唆する計画がたてられた（補助資料2・5及び2・8）ことからみて、二つの制度は同じ方向性を持っていたと考えられる。

学事諮詢会では、地方入試の方のみが受入れられ、もう一つの「貢進生」の提案は、肯定的な反応を得られなかつたと推察される。文部卿への制度導入の許可の伺いの追伸で、地方で行う入試に関して「本文之趣ハ過般学事諮詢会ニ付來会之各府県学務課長え豫備門長ヨリ略内協議ニモ及置候義ニ候故」なるべく速く裁可をされたいと書かれており、学事諮詢会での反応が改革の根柢の一つとされているからである（補助資料2・10）。

（3）明治十六年一月に置かれた英語学専修課は、英語の学力が不十分でも入学できるようにするという点で、受験者層を拡大するものであった。〔〕との組合わせで構想されたもので、合せて三条の規則となっている。

文学部長外山正一の建言「大学へ天下ノ人オヲ輻輳セシムルノ法」（明治十五年一月）

制度は、地方中学校の卒業者を対象にしたもので、（1）初等中学科卒業者には、日本語を用いた学力試験（英語学の「訳解」以外）を行ひ、合格者には豫備門本齋で一年間英語学を専修させ、さらに試業を行つた上、本齋第二級に編入させ、また（2）法理文三学部に入試（英語学の「訳解」以外）を行い、合格者には本齋で一年間英語学を専修させ、さらに諸科目の試業を行つた上、法理文三学部の一年級に入学させるというものであった（補助資料2・11）。

この改革が、「建言」と同じ方向性を持っていることは、次の三点からほぼ明らかである。（1）「建言」とともに〔〕と組合わせて学事諮詢会で地方学務課長等に説示する計画が立てられたこと。（2）制度の対象が地方中学校卒業者と限定されていること。また、（3）地方中学校出身者が英語力の不足を克服できるようにしてある点で、〔〕の変則英語への転換と同じ趣旨であったこと。

改革の背景にあつた英語教育の現状としては、次の三点を指摘できる。

（1）当時は全国的に中学校が少なかつた上に、地方中学校ではあまり英語教育を行つてゐるところがなかつた。明治十三年四月十日付けで法理文三学部綜理が、文部省に問合せたところ、四月二十八日付けの回答では、全国で英書を用いて授業をしている公立中学校はわずか四〇校であった（補助資料2・1）。明治十三年末当時全国の中学校数は公立が一三七校、私立が五〇校であった。⁽¹⁴⁾

（2）東京大学も文部省も地方中学校で教える英語は、その水準

が十分ではないという共通認識を持っていた。例えばさきにふれた学事諮詢会の説示の予定の中に「十分ニ英語之力ヲ養成スル能ハサルヲ以テ」の部分があり、東京大学内の起案の段階で削除されるい（補助資料2・6）が、その削除は否定を意味しているわけではなく、行政文書の一般的傾向から考へて、表現を和らげて無用のトラブルを避けようとしたとみられる。また、文部省側からは同じ説示の予定の中に「英語（限ニアラス）ヲ除クノ外邦語ヲ以テ」と「邦語ヲ以テ」という二つの語句の挿入が求められており（補助資料2・7）、表現を明確にしたのか内容を変更したのかは不分明にして、英語力の低さを前提にしたことは明らかである。

(3) 当時、地方中学校初等中学科卒業者が、豫備門に入学しようとする場合、まず東京にて私立学校などで英語を学ぶのが普通であった。つまり、英語学専修課は、その英語学習の場を豫備門の中に設けるものだと捉えることも可能な状況にあった。

全国各府県の中学校から優秀な受験生を集めるために、以上三点のような英語教育の状況を克服することが必要で、それには、すでに〔〕としてとりあげた正則英学から変則英学への転換だけでは不十分だったわけである。

その後、明治十七年九月入学者から英語学専修課はなくなり、かわって一級あるいは三級で英語学を専修することになった（補助資料2・15）。しかし、同時に入学年齢が満十六歳以上に高められた（補助資料2・14）ことにより、豫備門と高等中学科とは卒業年齢が同一となり、英語学専修は制度的には機能しやすくなつたはずである。

なお、英語学専修課は、高等中学科卒業生に対する実際のところほとんど機能しなかつたらしい。『第一高等学校六十年史』にも、「規則に於てはかくの如く二種の者を入学せしめしが如くなるも、実際に於ては初等中学科卒業者のみに限られたるが如し。」のような記述がある。⁽¹⁶⁾

同課の学生数は定期試業の受験者数で確認すると、初めて受験者が現れた明治十六年六月下旬の学年試業が七人で、全員及第して正規の課程に進級した。その後、十二月中旬の第一学期試業は一人（全員及第）、明治十七年三月下旬の第二学期試業は一人（一人及第）、明治十七年六月下旬の第三学期試業は一人（一人及第）、十二月中旬の第一学期試業では三六人（二〇人及第）、明治十八年三月中旬から下旬の第二学期試業は三四人（一八人及第）、六月中旬から下旬の学年試業は四一人（及第二六人）で、また、明治十八年十二月三十一日調べの同課在籍者数は五三人であった。⁽¹⁷⁾さきの『第一高等学校六十一年史』の記述に従えば、以上のすべてが初等中学科の卒業生ということになる。

(4) 明治十六年四月に施行された豫備門の給費制度は、給費により貧困な階層の出身者にも就学する可能性を開くという点で、受験者層を拡大するものであった。

この給費制度には「褒賞給費」と「補助給費」があり、前者は成績最優等のものを対象にし、後者は成績優等で貧困の者を対象にしたもので、明治十五年十月九日に達せられた「文部省所轄官立学校学生生徒給費規則大綱」（以下「大綱」）に基づいて導入されたもの

である（補助資料1・2及び1・3）。給費制度を設けた理由として「大綱」で「学生生徒ヲ奨励スル為」（第一条）と書かれ、また東京大学の「給費規則」でも「褒賞給費」については「褒賞ノ為メ」という語が用いられている。「大綱」の背後にある文部行政全体の構想が東京大学の構想に沿つたものであったかについては資料を得られていない。

「褒賞給費」の制度形態は「建言」の提案（②Bの二項目）とよくにており、「建言」で示された方向性に沿つていると考えられるが、「建言」の構想に比べれば非常に規模が小さい。最初に明治十六年四月二十一日に許可された褒賞給費生人数は、法理医文学部に二〇人、豫備門本爨に六人、分爨に三人で（補助資料1・6）、豫備門の褒賞給費の金額は毎月五円であった（補助資料1・5）。補助給費生の数は、三月二十九日に法理医文学部合計で一五五人が許可された記録がある（補助資料1・4）が、豫備門に割当てがあったかどうか記録が見当たらず、その金額もはつきりしない。「建言」の構想では、貢進生及び通常の生徒のうちで優等な者（「試業ノ総評点平均数七拾五以上若クハ八十以上ノ者」②B）毎年一四〇人程度（その内貢進生は約一〇〇人）に毎月四円五〇銭の給費を行い（③A-1）、また貢進生中でその中に入らないものには出身中学校から毎月の給費をさせる（②B）ことになっている。

なお、外山が「建言」を行つた明治十五年二月の時点では、豫備門に給費制度が存在していなかつたわけであるが、設立当初からそうだったわけでない。豫備門が設立された明治十年の年末十二月二

十八日に文部大輔から許可された給費生規則の末尾には、「明治十三年七月後豫備門ニ於テ給費生徒ヲ置カサル「トシ」と書かれており（補助資料1・1）、その後、そのとおりに実行されたことは、「一覽」の「沿革略」の明治十三年のところに「八月曩ニ當門ノ大学ニ属スルニ方テ給費生廃罷ノ議ヲ定メ爾來每歲漸ヲ以テ其員ヲ減殺シ是月ニ至テ全ク之ヲ廃ス」と書かれていることから知ることができる。

「褒賞給費」の制度形態は「建言」の提案（②Bの二項目）とよく

にており、「建言」で示された方向性に沿つていると考えられるが、「建言」の構想に比べれば非常に規模が小さい。最初に明治十六年四月二十一日に許可された褒賞給費生人数は、法理医文学部に二〇人、豫備門本爨に六人、分爨に三人で（補助資料1・6）、豫備門の褒賞給費の金額は毎月五円であった（補助資料1・5）。補助給費生の数は、三月二十九日に法理医文学部合計で一五五人が許可された記録がある（補助資料1・4）が、豫備門に割当てがあったかどうか記録が見当たらず、その金額もはつきりしない。「建言」の構想では、貢進生及び通常の生徒のうちで優等な者（「試業ノ総評点平均数七拾五以上若クハ八十以上ノ者」②B）毎年一四〇人程度（その内貢進生は約一〇〇人）に毎月四円五〇銭の給費を行い（③A-1）、また貢進生中でその中に入らないものには出身中学校から毎月の給費をさせる（②B）ことになっている。

なお、外山が「建言」を行つた明治十五年二月の時点では、豫備門に給費制度が存在していなかつたわけであるが、設立当初からそうだったわけでない。豫備門が設立された明治十年の年末十二月二

3 「建言」の内容

になる（23、24）と述べている。

②は、現状を改善するための方法を提案した部分である。

「建言」は六つの段落（①から⑥）に分れており、具体的な提案は③Bの部分に書かれている。

内容は、①で現状に基づいて問題の所在を述べ、②で現状を改善する方法を述べ、③でそのために必要な経費を計算し、④で経費は、豫備門に必要な分が増加するだけで、法理文三学部の方では増加しない、と述べ、⑤で医学部の方の預科を取上げない理由を述べ、⑥で結んでいる。なお、以下では（ ）内の数字は文の番号を示す。

①は、建言をするのは文部教官の職責をまつとうするものであると、まず自分が建言を行う正当性を主張した（2）上で、現状の分析に基づいて改善の必要性を述べた部分である。

問題として、今日の大学学生には「人物」も「学力」も「劣等」なる者が多いことがあげられ（4）、それは、日本人に「人才」が不足しているのではなく（6）、大学豫備門でいまだに「生徒ヲ募集スルノ良方法」を得ていないためだ（8）と述べている。そして現状は、入学者は「全国生徒中ノ優等ナルモノ」でなく、学士も「日本人中ノ人才」ではなく、入学者は、ほとんど東京府下の一、二の学校の出身で（9、12）、父兄が東京に住んでいるか、富裕な親族朋友を持つものである（13）と指摘し、こうした現状を改善する方法として、「広々競争」させることの必要性が主張されている（17）。豫

備門生徒を募集する方法を改良するのは大学学生中の「人才」を多くするためであり（21、22）、今日のように学生が少なく、「人才」がなお少なければ、大学を設置した「甲斐ナシ」と批判されること

門生徒数を増加して「人才」を多くするには、豫備生徒を全国から取らねばならないと主張し（1）、全生徒が「自費生」では「貧困士族」の多い現在では全国から生徒を取ることができない（2）ので、全国から「人才」を集めには、「優等」の生徒に限って給費をし、かつ各府県の中学校から「最秀才英敏」の生徒若干名を「貢進」させる方法をとらねばならない（3）として、②Bに次のような提案があげられている。各府県の中学校に命じて各府県から毎年「敏捷ニシテ身体健全大イニ将来望アル如キ者」を二名ずつ生徒として大学豫備門へ「貢進」させる。試業の総評点平均七五点以上もしくは八〇点以上の者に限り大学より毎月給費し、それに入らない貢進生は、学資を出身中学校から給付させる。貢進された者のなかすぐに豫備門へ入学する学力のないものは、豫備門の主任者の監督の下に半年間勉強をさせ、それで入学のおぼつかない場合は一度帰郷させる。

③は、提案を実施する場合にあらたに必要になる経費を、「優等」生徒への給費額と、あらたに貢進生のために必要になる教科書代の合計として算出した部分である。

③Aでは、優等生徒のための給費合計と貢進生のための必要な教科書代を計算し、その結果を、前者が七五六〇円、後者が五三六八円と算出している。③Bでは、Aの計算をもとにして、あらたに必

職へば、難點をもつた者達の1人1人に8円の算出式でござる。眞体認
は職員問題で云ふ事は、職員の待遇給与は、この事は
や最も、まだ販賣で算出する結果にてござる【】と云は
こそ、終焉と云ふ。

③ A 1 優等な者への給費合計額

$$\text{貢進生の合計数} = 2人 \times 44\text{府県} = 88人 \quad (\text{各級})$$

$$2人 \times 44\text{府県} \times 3級 = 246人 \quad (\text{3級合計})$$

貢進生の合計数は 2人 × 42府県 = 84人 (各級)

$$2人 \times 42\text{府県} \times 3級 = 252人 \quad (3\text{級合計})$$

【貢進生の合計数は 2人 × 44府県 = 88人 (各級)

$$2人 \times 44\text{府県} \times 3級 = 264人 \quad (3\text{級合計})$$

優等な者の数

$$\text{貢進生中} 100人 + \text{尋常生} 40人 = 140人$$

給費合計額は

$$4.5円 \times (100+40)人 \times 12月 = 7560円$$

③ A 2 初年、2年目、3年目の給費総額

$$\text{貢進生数} \quad \text{初年} = 82人 \times 1級 = 82人$$

$$\text{2年目} = 82人 \times 2級 = 164人$$

$$\text{3年目} = 82人 \times 3級 = 246人$$

$$\text{初年} \quad 88人 \times 1級 = 88人$$

$$2年目 \quad 88人 \times 2級 = 176人$$

$$3年目 \quad 88人 \times 3級 = 264人$$

$$\text{優等生徒数} \quad \text{初年} \quad 33人 \quad + 40人 = 73人$$

2年目	33人 × 2級 + 40人 = 106人
3年目	100人 + 40人 = 140人
給費額	年初 4.5円 × (33 + 40)人 × 12月 = 3942円
	2年目 4.5円 × (33 × 2級 + 40)人 × 12月 = 5724円
	3年目 4.5円 × (100 + 40)人 × 12月 = 7560円

③ A 3 - 7

貢進生用教科書費用

$$3級生 \quad \text{教科書代} \quad 12円／人$$

$$\text{増加分} = 12円 \times 82人 = 984円$$

$$\text{増加分} \quad 12円 \times 88人 = 1056円$$

初年 (3級生)

$$984円$$

2級生 $\quad \text{教科書代} \quad 21円／人$

$$\text{増加分} = 21円 \times 82人 = 1722円$$

增加分 $21円 \times 88人 = 1848円$

2年目 (3級生 + 2級生)

$$984円 + 1722円 = 2706円$$

$$1056円 + 1848円 = 2904円$$

1級生 $\quad \text{教科書代} \quad 28円／人$

$$\text{増加分} = 28円 \times 82人 = 2296円$$

$$\text{増加分} \quad 28円 \times 88人 = 2464円$$

3年目 (3級生 + 2級生 + 1級生)

$$7560円 + 5368円 = 12928円$$

$$684円 + 1722円 + 2296円 = 5002円$$

$$1056円 + 1848円 + 2464円 = 5368円$$

④は、給費制度を迷田やいへるやの経費算定とその実現性を述べた部分である。

③B あらたに必要となる経費の総額

初年に必要となる増加経費

$$\text{給費総額 } 4.5円 \times (33 + 40)人 \times 12月 = 3942円$$

$$\text{貢進生教科書代 } 12円／人$$

$$12円 \times 88人 = 1056円$$

$$合計 8942円 + 934円 = 4926円$$

$$3942円 + 1056円 = 4998円$$

2年目に必要となる増加経費

$$\text{給費総額 } 4.5円 \times (33 \times 2 + 40)人 \times 12月 = 5724円$$

$$\text{貢進生教科書代 } 21円／人$$

$$894円 + 1722円 = 2706円$$

$$1056円 + 1848円 = 2904円$$

$$\text{合計 } 5724円 + 2706円 = 8430円$$

$$5724円 + 2904円 = 8628円$$

3年目に必要となる増加経費

$$\text{給費総額 } 4.5円 \times (100 + 40)人 \times 12月 = 7560円$$

$$\text{貢進生教科書代 } 28円／人$$

$$684円 + 1722円 + 2296円 = 5002円$$

$$1056円 + 1848円 + 2464円 = 5368円$$

$$\text{合計 } 7560円 + 5002円 = 12562円$$

⑤は、医学部について細かに理由を述べた部分である。

医学部では、給費をしなくては員数（実験者数を指す）が非常に多い（一）ことがあがつてゐる。医学部の場合ば、卒業後たゞまちよい位置が得られるので学資の支弁に苦しむりいがなく、また入学志願者も六〇人の募集は六〇〇人程度の応募があり、法理工三学部の一〇〇人の募集は一〇〇人の応募しかない状況よりは確かに多い（二）、府県からの貢進生を出せん必要はそれほど大きくはない（三）、しかし（四）。むしろ将来は貢進生を設ける可能性も示唆してゐる（四）。

註

- (1) 東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』通史一、一九八四年、五五一—五九一頁
- (2) 『第一高等学校六十年史』一九三九年、第一高等学校、一三一九二一頁、一〇八一—一〇九頁
- (3) (丁)、(乙)、(丙)については、それぞれ前掲、東京大学百年史編集委員会(編)『一、五六四—五六六頁、五八〇—五八四頁、五八〇—五八四頁、(四)について』、同じく四七四頁。
- (4) 新谷恭明「東京大学予備門成立過程の研究」『東京大学史紀要』第三号、一九八〇年、東京大学百年史編集室、七及び九頁。但し、この因果関係は明確には示されていない。
- (5) 『東京大学豫備門一覽』(明治十二、三年)、九頁
- (6) 『東京大学豫備門一覽』(明治十三、四年)、三三二頁
- (7) 正則英学、変則英学については大村喜吉・高梨健吉・出来成訓(編)『英語教育史資料』第二卷(一九八〇年、東京法令出版)一一四頁、六六一六七頁、一四四一—四六頁、及び『英語教育史資料』第五卷(一九八〇年、東京法令出版)一二九一—三〇頁(『正則教授法』の項)、一八四一—八五頁(『変則教授法』の項)などを参考にした。
- (8) 「沿革略」『東京大学豫備門一覽』(明治十四、五年)、八一九頁
- (9) 「沿革略」『東京大学豫備門一覽』本編(明治十六、七年)、五頁
- (10) 同右
- (11) 前掲(6)、一三一—四頁
- (12) 『東京大学第一年報』(起明治十二年九月止至十四年十一月)二六六一七頁、(東京大学史料研究会(編)『東京大学年報』第一卷「史料叢書 東京大学史」一九九三年、東京大学出版会、八五頁)
- (13) 『文部省報告』明治十六年分第一号、明治十六年二月一日、(佐藤秀夫(編)『明治前期文部省刊行誌集成』第一〇卷、一九八一年、歴史文献、一二四頁)
- (14) 『文部省第八年報』(明治十三年)、九頁。(『文部省第八年報』一九六六年、宣文堂書店)
- (15) 内田紘『明治期学制改革の研究—井上毅文相期を中心として—』一九六年、著者発行、九三頁
- (16) 前掲(2)、六七一—六八頁
- (17) 『東京大学第三年報』(起明治十五年九月止同十六年十一月)二七〇一二七一頁、『東京大学第四年報』(起明治十六年九月止同十七年十二月)三八八一三九一頁(東京大学史料研究会(編)、前掲(12)、二九五、四一八一四一九頁)
- (18) 『東京大学豫備門年報』(明治十九年十月一日付け差出し)『文部省第十三年報』三年報附録(明治十八年分)四五八一四六〇頁(『文部省第十三年報』二冊)一九六七年、宣文堂書店)
- (19) 「沿革略」前掲(6)、九頁
- (20) 一九六七年、宣文堂書店)

資料例

資料目次

- 資料「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」
補助資料 1 紿費關係
補助資料 1・1 紿費門の給費制度廃止
補助資料 1・2 「文部省所轄官立学校給費規則大綱」制定
補助資料 1・3 紉備門に給費制度導入
補助資料 1・4 本学年補助給費生一五五名
補助資料 1・5 紉備門の優賞給費月額を五円とする
補助資料 1・6 本学年優賞給費生人數
補助資料 2 教育課程關係
補助資料 2・1 英語の授業のある中学校数
補助資料 2・2 正則英学から変則英学へ転換
補助資料 2・3 入学年齢を十四歳以上に変更
補助資料 2・4 学事諮詢会の内容
補助資料 2・5 地方入試、英語学専修課、貢進生制度を提案
補助資料 2・6 地方入試と英語学専修課の説明に加筆を提案
補助資料 2・7 地方入試と英語学専修課の説明に加筆を提案
補助資料 2・8 地方入試と英語学専修課の説明の加筆の提案を受入れ
補助資料 2・9 地方入試と英語学専修課の説明の加筆の提案を受入れ
補助資料 2・10 地方入試の導入と英語学専修課の設置
補助資料 2・11 地方入試と英語学専修課の規則案
補助資料 2・12 地方入試と英語学専修課の規則を全国に周知
補助資料 2・13 英語学専修課の入学時期を増加
補助資料 2・14 紉備門入学年齢を十六歳に上昇
補助資料 2・15 英語学専修課を英語学専修に変更

凡例

- 1 資料「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」(以下、「建言」)は、まとまりごとに①から⑥までの番号をつけ、②及び③についてはそれぞれA及びBに分けた。また②Bと③B以外については、文単位にアラビヤ数字で番号を付けた。原文では、まとまりごとに段落分けはされているが、空行は入っていない。またアラビヤ数字を付した文と文の間にも空字はない。
 2 補助資料は、給費關係と教育課程關係にわけ、それぞれ文面上の日付順に並べた。
 3 翻刻にあたっては、なるべく原文の文字排列を活かすように努めたが、起案、供閲等の検印の排列は別途に整理して掲げた。
 4 簿冊、冊子の名称は『』で囲んだ。
 5 原文書中の各頁、各丁に記されている頁、丁の数字は省略した。
 6 漢字は原意を損わない限り、人名も含め常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。
 7 朱筆部分は太字で掲げた。また、削除については、朱による削除を=で、墨筆による削除を——で示した。原文中には紙を貼って訂正した部分がみられるが、それについては起こさなかった。
 8 表題は、用紙の罫線を利用した部分を細野で、鉛筆等で書き込まれた部分を太線で示した。
 9 「」、「」、「」、「」は、挿入の意味で用いた。その区別は次の通り。
 「」: 文書中に墨筆、又は朱筆により加えられた部分。「建言」では右側行間に掲げ、修正のない挿入の場合及び連続して修正がある場合は▶を付し、当該位置あるいは区切りの位置を示した。
 「」: 解説者による簡単な註記。明確に判読できないものには「カ」と傍註し、本来記入される筈のものと異なる場合には「ママ」と傍註した。
 【】: ①解説者による原文書中の誤記の訂正。その場合、右側行間に掲げた。

(2)印、花押の文字等を示した。(3)印、割り印の文字はそのまま【】内に示し、朱印は太字とし、改行のある場合、／により示した。但し、外山正一の印の文字は横書きで円形に排列されているので／を入れなかつた。花押は【花押（人名）】又は【花押（未判読）】のようにし、朱による場合、太字とした。

10 文書の分類を○の下に准允文書、受領文書、受領文書の写し、及び発信文書に分けて示し、その下に出典を掲げた。番号は、現在、簿冊に付けられている庶務部による番号である。丁番号は資料の冒頭のものを掲げた。實際には数丁に及んでいる場合もある。

11 発信文書の取扱いに関する情報。

(1)用紙の色、大きさ、行数、及び書かれている部局名。袋綴じか否かの別は示さない。用紙は茶色と青色に二分でき、青色野紙は起案に用いられている。野紙に書かれている部局等の名称は「」でくくって示し、名称の改行部分を示すために／を挿入し、一段に書かれている場合の段変えの場合には境目に／／を挿入した。

(2)①文書番号。

②(イ)起案の際の役職名と検印。同じ高さで書かれている場合は境目に／を入れ、下げて書かれている場合には境目に／／を入れた。以下も同様。

(イ)b 関連部局の役職名及び検印。

(ロ)起案を受けて決裁する側の役職名と決印。

(ロ)b 関連部局の役職名と決印。

(ハ)稟議または供閲の際に書込まれた文書内容に関わった指示。

(3)①文書を実際に発信したことに関する情報。例えば「送達済」等の情報。

(4)文書の発信方法についての指示、例えば「至急」

(3)①印の文字。文面上の右から順に列挙した。准允文書及び受領文書の場合、相手側の押捺には▽を付し、東大側の押捺には▼を付した(但し、稟議、供閲の印は除く)。

(2)割り印の文字。文面上の右から順に列挙した。△と▼は①に同じ。

(4)その他、文書に書込まれた情報

(1)①、(2)①、(3)①②、(4)は発信文書の取扱いと同じ。

(2)②(イ)收受の際の日付け、役職名と検印。

(イ)a 関連部局の役職名と検印。

(ロ)供閲の役職名と印。

(ロ)b 供閲に関しての関連部局の役職名と印。

(ハ)供閲の際、書込まれた文書内容に関わった指示。

(3)①文書受領後の文書処理に関する情報。

(ロ)文書の供閲方法についての指示、例えば赤い附箋(至急の意)など。

(3)③文部省側の受け付け関係の情報。但し、その下部に押されている検印は、文部省側のものか東大側のものか判断が付かない場合、そのまま掲げた。

文部卿福岡孝弟殿

資料

「大學へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」（明治十五年二月）

〔別紙（本文）〕

所収簿冊『文部省往復』明治十五年乙、A 44

添書き六一五丁／本文六一六一六三九丁

(1)「東京大学」青色七行（行間細野七行付）郵紙。別紙は無野紙。

(2)①甲第百十六号

②①(イ)庶務課印【恭次】印【坪内】印【市川／寛繁】

〔口〕總理【花押（加藤弘之）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部一三）】

〔口〕b豫備門長印【8】「杉浦重剛の上記のような図柄の丸囲みされた朱印が押されている」

＊＊を付した「人才」の部分は、誤って削除の指示をした後、取り消している。

〔添書きの起案文書〕

文学部教授外山正一文部卿え之建言進達之添書者左案之通ニ而可然哉

文学部教授兼文学部長外山正一各府県中学校と生徒ヲ豫備門え貢進為致候義二付別紙之通建言書差出候間進達いたし候也

明治十五年二月十五日

東京大学總理加藤弘之

①

正一惟ルニ我政府ハ府県ニ令シテ強迫小中学校ヲ設立セシメ学齡

甲斐

児ハ貴賤ヲ問ハズ貧富ヲ論セズ必ス就学セシムルヲ以テ國法トセラ

レ又政府自ラ巨万ノ金額ヲ費サレテ大學其他様々ノ専門學校ヲ設立

セラレ受業料ハ申ニ及バス器械ナレ薬品ナレ或ハ貸与シ或ハ付与セラレ

ラレ大學三學部ノ如キニ至リテハ其學生タルモノ尋常優等ノモノニ

シテ貧困ナル者ニハ學資ヲ給付セラレ政府ノ民ヲ思ハセラル、ヤ実ニ

ニ厚シト云ハザルヘカラス政府ノ智識ヲ重セラル、ヤ實ニ深シト云

ハザルベカラス政府ノ學士ヲ養成スル「ニ尽力セラル、ヤ實ニ至レ

リト云ハザルベカラズ、夫レ政府ハ斯ノ如ク厚クスノ如ク辱キ思召

ニテ被為在候事ナレハ苟モ正一ノ如キ文部ノ下ニ在リテ職トシテ教

育ニ從事スル者ノ如キハ一人モ多ク人才ヲ養成スルノ方法ヲ考へ出

ス事ヲ勉メザルベカラス、若シ方法宜シキヲ得ザルガ為メニ年々巨

万ノ金額ヲ費シナガラ多ク人才ヲ養成スル事能ハサルニ於テハ且ツ

ハ不經濟ト云ヒ且ツハ政府ノ思召ニ対シ正一等ノ罪又大イナリト云

ハサルベカラズ、正一今日大學學生ヲ見ルニ其人物ト云ヒ學力ト云

ヒ十年増々劣等ナルモノ多キガ如シ、是レ特ニ正十人ノ兎十小無

才總理ヲ初トシチ太學ノ教官皆共ニ容れ所ニ御坐候、然レバ是レ固

ヨリ一概ニ人才年十年壬我邦ニ缺乏スル故ナリトハ申難シ、恐ラク

ハ方法ノ不完全ナル為ニ可有之正一大學教官ノ一人ニテアリナガラ

其弊害ノ由テ來ル所ヲ考究シ卑見ヲ文部卿閣下ニ呈スルヲ之レ成サ
、レハ自ラ好ムデ罪ヲ得ルモノ云ハザルベカラス。⁸ 由テ不敏ヲ省ミ
ス聊カ卑見ヲ呈センニ抑此弊害ノ由テ來ル所ハ蓋シ大學豫備門ニテ
未タ生徒ヲ募集スルノ良方法ヲ得ザルガ為ニ可有之ト被存候。今日
ノ方法ニテハ入学ヲ許サル、モノハ入学志願者中ノ優等ナルモノニ
シテ学士タルモノハ学生中ノ人才タル「ハ万々疑ナシト雖モ入学ヲ
許サル、モノハ果シテ全國生徒中ノ優等ナルモノニシテ学士タル者
ハ真ニ日本人中ノ人才ナリトハ決シテ云フベカラザルモノト被考候
。何トナレバ是迄テハ所謂正則法ニテ仕立ラレタルモノニアラザレ
ハ豫備門へ入学スル「ハ出来ザル仕組ニ有之候間幸ニシテ廣島大阪
新潟等ノ如ク正則學校ノ設アリシ所ノ生徒ニアラザルヨリハ東京外
ノ者ニシテ豫備門へ入学セン「ハ到底望ノ絶ヘタル「ニテ有之シナ
リ。今年ヨリ此儀ハ改正相成变則仕立ニテ豫備門へ入学出来ベキ」
ニハ相成候得共此上トテモ果シテ豫備門へ入学出来ベキヤ否モ知レ
ザルニ不廉ナル旅籠賃ヲ払ヒ遙々出京シテ入学ヲ試ミル如キハ貧困
士族ノ子弟ニ在リテハ中々出来難キ「ニ可有之好シヤ豫備門へ入学
ヲ許サルベキノ學力アルモノト雖モ全國ノ士族ハ大概三度ニ一度ハ
麦飯ヲ食シテ辛フシテ露命ヲ繫ギ居ル如キモノニ有之候間子弟ヲ出
京セシメ永ノ年月學資ヲ給シ豫備門ニ於テ就学セシメンナド、ハ思
モ付ヌ「ト被存候」¹² 右等ノ理由ノ為ニ是迄年々豫備門へ入学ヲ許サ
ル、モノ、内県ヨリ來ルモノハ僅々數名ニ過キシシテ其他ハ悉皆府
下一二学校ノ生徒ニ有之候¹³ 而テ其生徒タル者ハ十二八九ハ父兄ノ
東京ニ住居致居候者カ然ラザレハ幸ニシテ富有ナル親戚朋友ヲ持テ

ル者ニ御坐候¹⁴ 然レニ其東京ニ在住スル父兄アルノ生徒其富有ナル
親戚朋友ヲ持テル生徒必ズシモ人才ナリト申難キハ勿論ノ「ニ御坐
候」¹⁵ 生徒ヲ募集スルノ範囲斯ノ如ク狹隘ニシテ豫備門へ入学ヲ許サ
ル、者ハ一二名ヲ除クノ外ハ幸ニシテ東京ニ居住スル者ト然ラザレ
ハ富有ナル親戚朋友ヲ持テル者ニシテ東京内ノ一二学校ノ生徒タル
「ヲ得ル者ニ限候時ハ学生中ニ人才鮮キハ固ヨリ怪ムニ足ラザル「
ト被存候¹⁶ 豫備門へ入学ヲ許サル、者ハ固ヨリ入門志願者中ノ優等
ナル者ニテ卒業シテ学士ノ称号ヲ授与セラル、者ハ学生中ノ人才タ
ル「ハ万々疑ナキ「ニハ可有之候得共最初生徒ヲ募集スルノ法タル
前陳セル如ク不完全ナルモノニシテ入学ヲ許サレタル者ハ廣ク全国
ノ秀才生徒中ニ取リタル者ニアラズシテ府下一二ノ學校ノ凡庸生徒
中ニ取リタル者ニ過キザル以上ハ首尾能ク卒業シテ学士ノ称号ヲ授
与セラル、者ト雖モ其果シテ全國人民中ノ人物ト云候ベキ者ナルヤ
否ハ未ダ保證スベカラザル儀ト被存候¹⁷ 到底廣ク競争セシムニア
ラズンバ人才ハ得難キモノト愚考仕候¹⁸ 彼ナボレオン帝ノ下ニ良將
多ク有之シハ果テ何ノ故ソト申セバ蓋シ帝旧慣ニ戾リ貴賤ヲ問ハス貧
富ヲ論セス勇氣多クシテ智略ニ富メル者ハ士卒ト雖ニ擢シテ以テ將
帥ト成シ廣ク人才ヲ取レルガ為ニ可有之又明治政府ノ人才ニ富マレ
タルハ果シテ何ノ故ソト申セバ蓋シ其官吏ヲ取ラル、ノ範囲タル旧
幕政府ノ如ク狹隘ナルモノニアラズシテ三府三十八縣ノ人民ノ内少
シク取ルベキ所アル者ハ旧幕ノ残党会津ノ討洩サレノ嫌ナク挙ゲテ
以テ貴任重職ニ満テラル、ガ故ト被存候²⁰ 蓋シ明治政府ハ全國人才
ノ輜^{「マツ」}セル所ナルカ故ト被存候²¹ 若シ明治政府ヲシテ特ニ一二県人

ノ内ヨリ其官吏ヲ挙ゲシメンニハ今日ノ如ク人才多キ「ハ固ヨリ望ムベカラザル」ニ可有之到底大学ノ学生ヲシテ人才多カラシメント欲セハ豫備門生徒ヲ人才ナラシメザルベカラズ²²豫備門生徒ヲ人才ナラシメント欲セハ之ヲ募集スルノ法ヲ改良セサルヲ得サル儀ト被存候²³今日ノ如ク大学ノ学生鮮ク鮮キ学生ノ内人才尚少鮮キ時ハ莫大ノ金額ヲ費サレテ大学ヲ設ケ置カル、モ実ニ其甲斐ナシトノ批評ヲ免ヌカレサルノ勢ナシト申難シ²⁴蓋シ今日ノ有様ニテハ此批評ヲ受クルモ固ヨリ怪ムニ足ラザル儀ト存候

(2) A

正一惟ルニ豫備門生徒ノ員数ヲ増シ之ヲシテ多ク人才タラシムニアラズンバ大学学生ノ員数ヲ増シ之ヲシテ人才多カラシムル「ハ出来ザル儀ニ可有之而ノ豫備門生徒ノ員数ヲ増シ之ヲ多ク人才タラシメント欲セハ豫備門生徒ヲ広ク全国ニ取ル術ヲ求メサルヘカラスト被考候²然レモ今日ノ如ク豫備門生徒ヲシテ悉ク自費生タラシメシニハ豫備門生徒ヲ広ク全国ニ取ラントスルモ貧困士族多キ今日ニ在リテハ到底行フベカラザル儀ニ御坐候³蓋シ之ヲ行ハント欲セバ豫備門生徒ト雖モ特ニ優等ナル者ニ限り給費ヲ付与スル「トシ且各府県ノ中学校ニ命ジテ年々最モ秀才英敏ノ生徒若干名ヲ豫備門ヘ貢進セシムルノ外ニ良法無之様ニ被考候⁴由テ左ニ其方法ヲ詳記仕候

(2) B

一各府県ノ中学校ニ命シ一府一県毎ニ毎年生徒二名ヲ大学豫備門ヘ貢進セシムヘキ事
一府県ヨリ貢進セシムヘキ生徒ハ敏捷ニシテ身体健全大イニ将来望

アル如キ者タルベシ人物ノ良否ハ疑ハシキモ特ニ上級ニ居ル者ナリトテ择ムデ差出ス如キ「アラシムベカラザル事

一豫備門生徒中優等ナル者則チ試業ノ總評点平均數七拾五以上若クハ八岁以上ノ者ニ限り大学ヨリ月金ヲ給付スペキ事

一府県ヨリ貢進セル生徒中優等ナル者ノ内ニ入ル「能ハザル者ハ其学資ハ其生徒ヲ出セル中学校ニテ給付セシムベキ事

一府県ヨリ貢進セラレタル者ノ内直チニ豫備門ヘ入学スルノ学力ナシト雖モ凡ソ半年間ノ勉強ニテ入学出来ベキ如キ者ハ豫備門ノ主任者監督シテ其豫備ヲ成サシムベキ事

一府県ヨリ貢進セラレタル者ノ内半年ノ勉學ニテ入学思付カナキ者ハ一度帰郷セシムベキ事

(3) A

一今日全国ニ三府五十小県アリテ豫備門ニハ三級御坐候故各府県ヨリ年々生徒二名宛^(五)出サシムル時ハ府県貢進生ノ豫備門ニ居ル者ノ全員武百疋拾木名ニ可有之而テ其生徒ノ内百名并ニ尋常生徒ノ内四十名都合百四十名ヲ以テ優等ナル者ト仮定シ之二月々四円五拾錢宛ノ月金ヲ給付スル「トセバ豫備門生徒ノ給費トシテ一個年七千五百六拾円ヲ要候ナリ²然レモ實際初年ニハ八十^(五)名ノ貢進生ニシテ二年目ニハ百木十疋^(七)名ニ有之三年目ニ至リテ初テ二百四十木名ト相成可申サレハ初年ニハ八十^(五)名ノ内三十三名並ニ尋常生徒ノ内四十名ヲ以テ優等ナル者ト仮定致候ハ、初年豫備門生徒給費ノ金額ハ三千九百四拾武円^(八)ニ可有之二年目ニハ百木拾四^(七)名ノ貢進生ノ内六十六名ト尋常生徒ノ内四十名トニ優等ナル者トスル時ハ一個年給費ノ金額

五千七百式拾四円二可有之三年目ニ至リテ始テ七千五百六拾円ヲ要

候儀ニ御坐候³。且又三級生一人教科書ノ費用十式円程ニ御坐候間初

年ニハ八十^{〔五十五拾六〕}粍名ノ増員ニ相成候故教科書ノ費用トシテ新ニ九百^{〔五十五拾六〕}小拾

円ノ金額ヲ要シ候⁴。二級生一人ノ教科書ノ費用ハ式拾壹円程ニ御

坐候間二年目ニハ九百^{〔五十五拾六〕}小拾一百四円ノ外ニ更ニ千七百^{〔五十五拾六〕}粍元ヲ要候⁵

則チ合セテ式十七百木円ノ金額ヲ要候⁶。王級生一人ノ教科書ノ費用

ハ式拾八円程ニ御坐候間三年目ニハ式千七百小円ノ外ニ式千五百百九

拾木円ヲ要候⁷。則合セテ五千粍円ノ金額ヲ要候⁸。則給費ノ金額ト教

科書ノ費用トヲ合ハセ候ヘハ左ノ如キ計算ニ御坐候

③B

④

合壹万式千五百百木拾粍円

費用 五千粍円

七千五百六拾円

一優等生徒百四拾名（貢進生百名尋常学生四十名）給費

七千五百六拾円

第一年

一優等生徒七拾三名（貢進生三十三名尋常生四十名）給費

三千九百四十式円

一貢進生八十二名教科書

費用 九百八十四円

合四千九百九十一木円

第二年

一優等生徒百六名（貢進生六十六名尋常学生四十名）給費

五千七百式拾四円

一貢進生百六十四名教科書

費用 式千七百木円

合八千五百六十円

第三年

書ノ費用等増額可致ハ勿論リト候得共元來大學三學部ノ給費ノ法
タル事情ノ止ムヲ得ザルモノアリテ未ダ全ク完全ヲ極メタルモノニ
アラズ、若シ幸ニシテ之ヲ改良スルヲ得バ教科書ノ費用等増額木

[之ト存候]

小トナニ支弁スル位ノ金ナ小格別差支候儀無之哉ト存候。夫レ

今日ニ在リテハ学生タル者ノ特^レ優等ニ給費ヲ与フルノ規則ニ無之

尋常優等之者ニ^{〔子〕モ家政科之主}大抵之ヲ与フル規則ニ相成居候得共木学^{〔本科学生體〕}士^{〔本科学生體〕}ノ

給費ハ特ニ優等ナル者ニ而已給ハルベキ「ニ改正相成候テ可然儀ト愚考仕候。斯ノ如ク給費ノ法ヲ改メラル、時ハ大学学生ヲ三百五十名乃至四百名ニ増員セシムルモ大学ニテ給費ヲ給フベキ人員ハ高々

百四十名位ノ「ニ可有之ト存候。^{〔マヤ〕}」^{〔前記之如ク〕}今日ニ在リテハ学生ノ員数僅ニ武

百名ノ内外ニ有之候得共^{〔六千〕}降級生ヲ除ケ^{〔前記之如ク〕}外全學士給費ヲ給ハル儀ニ

御坐候間其金額ハ^{〔六千〕}内定^{〔前記之如ク〕}サ^{〔前記之如ク〕}ナ^{〔前記之如ク〕}サ^{〔前記之如ク〕}レバ特ニ優等ナル者ニ

而曰給費ヲ給ハル「ニ規則ヲ改メラル、時ハ少タナ王ナ王ナ田位ノ剩餘^{〔本科給費ノ金額ハ今日ト格別差異〕}ナ來斗候也此王ナ王ナ教科書等ノ費用ナ廻斗候ハド東王栗不ル金額小差シタルコトナ有之間敷ト存候。^{〔十二〕}然レモ今日俄ニ大學王ナ給費ノ法ヲ右ノ如ク改メラル、時ハ貧困ノ為ニ不得止退学スル者必ス多ク可有之候間斯ク改メラル、ハ今ヨリ三年後ノ「ト不致候テハ不都合ノ儀ト存候。^{〔十三〕}且実際今年ヨリ豫備門ヘ貢進生ヲ出サシムルモ三年ノ後ナラデハ大学学生ノ増員スル「無之儀ニ候間給費規則ヲ改正スルハ三年後ノ「ト致候テモ別ニ差支ハ無之候也。

⑤

此建白中ニ大学医学部ノ「ヲ除キ申候其理由ハ該部ノ如キハ学生ニ給費ヲ給ハル「ナキモ既ニ其員數甚タ多ク其多キ所以ハ方今西洋医ノ要求世間ニ強ク医学士ハ云フモ更ナリ^{〔二〕}卒業生タリト雖モ大学ヲ出レバ忽チニ良位置ヲ得ラルベキ「ハ必然ノ「ニ御坐候間医学学生タラント欲スル者ノ如キハ学資ヲ支弁スルノ方法ニモ更ニ苦ム「ナ

⑥

正一大学ヘ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法ヲ考案スル「是二年アリ^{〔一〕}然レモ不敏短才是ニ開陳セル所ノモノ、外別ニ良法アリ^{〔二〕}考ヘラレス候^{〔三〕}依テ綴テ以テ閣下ノ高覽ニ供ス^{〔四〕}頓首再拜
明治十五年二月 東京大学教授兼東京大学文学部長外山正一

文部卿福岡孝弟殿

補助資料1 給費關係

補助資料1・1 豫備門の給費制度廃止

○准允文書『文部省往復』 明治十年甲 A18 三〇九丁

(1)「東京大学／／法学部／理学部／文学部」茶色小型一三行野紙

(2)①学第二千六百九十六号（開第五百七拾四号）に対する回答

②(イ)右欄外下部に印【未判読】

(3)①印の文字は【神田／孝平】

③右欄外上部に「三百十号」

開第五百七拾四号

以來給費生規則之儀者別紙之通預定致シ置度候條此段相伺候也

明治十年十月三十日

東京大学三学部綜理加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

同之通

但豫定ノ員内ト雖^レ自今新ニ給費候節ハ從前ノ通可經伺候事

文部大輔田中不二麿代理

文部少輔神田孝平回

明治十年十二月廿八日

合計一ヶ月物高 金千五百貳拾六円

〔別紙 同じ郵紙〕

現今東京大学三学部及ヒ大学豫備門第一級ノ生徒合數式百六十五人

内自費生三十人ヲ除キ残リ二百三十五人ノ中二百三十三人ハ金六円ヲ

一人ハ金三円一人ハ金貳円ヲ給スト雖^レ先ツ一人一ヶ月金六円ヲ給ス

モノト見做ス

此給費高一ヶ月 金千四百拾円

文学部長外山正一の建議「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」（明治十五年一月）

新入給費生徒六十五人一人ニ付一ヶ月
此給費高一ヶ月 金四百六拾円

合計一ヶ月物高 金千六百七拾円

明治十一年七月

卒業金六円給費生二十四人ヲ除キ残リ金六円給費生一百十一人

此給費高一ヶ月 金千貳百六拾六円

金四円給費生六十五人

此給費高一ヶ月 金貳百六拾円

新入給費生コレナシ

明治十二年七月

卒業金六円給費生四十六人ヲ除キ残リ金六円給費生百六十五人

此給費高一ヶ月 金九百九拾円

金四円給費生六十五人

此給費高一ヶ月 金貳百六拾円

新入給費生六十五人一人ニ付一ヶ月
金四円ヲ給ス

此給費高一ヶ月 金貳百六拾円

合計一ヶ月物高 金千五百拾円

明治十三年七月後豫備門ニ於テ給費生徒ヲ置カサル「トシ而シテ以来豫備門ヨリ登レル大学生徒并ニ從來大学自費生徒中ニテ今後不得已事情ヨリ給費スル者ハ必ス四円以下ヲ給スルトト定ム

補助資料1・2 「文部省所轄官立学校給費規則大綱」制定

○受領文書の写し（写しの簿冊しか現存しない）『文部省往復』 明治十五年

甲一 A 48 一一一丁

(1)「東京大学」茶色十三行野紙

(2)①無番号

文部省所轄官立学校給費規則大綱別紙之通相定候条其学給費規則之儀ハ右二津
拠シ更ニ取調可伺出此旨相達候事

明治十五年十月九日

東京大学
文部卿福岡孝弟

〔別紙〕

文部省所轄官立学校学生生徒給費規則大綱

第一条 文部省所轄官立学校(東京師範学校東京女子師範学校ヲ除ク)ニ於テ学生生徒ヲ獎励スル為

メニ其学資ヲ給与シテ之ヲ褒賞給費金若クハ補助給費金ト称シ其之ヲ受クル者ヲ褒賞給費生若クハ補助給費生ト称ス

第二条 褒賞給費金ハ学業最モ優等品行最モ端正ナル者ニ給与シテ之ヲ褒賞ス

第三条 補助給費金ハ学業優等品行端正體質「一行分欠落」与シテ之ヲ補助ス
〔第四条、第五条、略〕

第六条 褒賞給費生ハ教員之ヲ推薦シ学校ノ首長之ヲ選定シテ當選者ニ証状ヲ付与スルモノトス

〔第七条、第八条、略〕

第九条 補助給費金ヲ受タル者ハ卒業若クハ退学ノ日ヨリ起算シテ其給費ヲ受

タル年數ト等シキ期限内ハ文部卿若クハ学校ノ首長ヨリ職務ヲ示命スルトキ之ヲ辞スルヲ得ズ又其許可ヲ経ズシテ随意就職スルヲ得ズ

〔第十条、略〕

補助資料 1・3豫備門に給費制度導入

○准允文書『文部省准允』明治十六年 E 2 第二一件

(1)「東京大学」茶色十三行野紙

(2)①番号欠(「甲第八十四号」に対する回答)

②①教務課【花押(未判読)】③【井上】／＼会計課④【辰巳】⑤【羽田野】

⑥【未判読】⑦【小室】⑧【池田】⑨【樋口】⑩【小泉】⑪【前田】
庶務課⑫【坪内】

(1)b⑬【白木】

(2)併閲／總理【花押(加藤弘之)】／同心得／同補助【丁】「丁」の意味未詳

／幹事【花押(服部一三)】

(3)b長

(1)△回の文字は【文部卿／福岡孝／弟之印】

(2)▽【門學務局】(允許の書き込みの上部)

③大第廿五号二月十四日受正副文受第八十三号

(4)同じの文の上部欄外に附箋の痕があるが、散佚

甲第八十四号

先般給費規則大綱御達成候ニ付而ハ本学給費規則別冊之通相定度仍而此段相

候条可成至急仰裁可候也

明治十六年二月十三日

東京大学總理加藤弘之

文部卿代理

大藏卿松方正義殿

○准允文書『文部省准允』明治十六年 E2 第一六件

(1)「東京大学」茶色十三行郵紙

同之通

明治十六年三月十日印

〔別紙〕

給費規則改正案

第一条 学生々徒中学力最モ優等品行最モ端正ナル者ニ褒賞ノ為メ學費ヲ給与

ス之ヲ褒賞給費生ト称ス

第二条 学生中學力優等品行端正且体质強健ニシテ将来成業ノ目的アルモ貧困

ニシテ其志ヲ遂クル能ハザル者ハ願ニ依リ詮議ノ上學費〔費〕ヲ給

与ス之ヲ補助給費生ト称ス

第三条 褒賞及補助給費生ノ人員ハ本学ノ都合ニ拠リ毎学年ノ終リニ之ヲ定ム

ル者トス

第四条 褒賞給費金ハ一人ニ付一ヶ月金七円トス

第五条 補助給費金ハ一人ニ付一ヶ月金六円以内トス

第六条 褒賞給費金ヲ給与スヘキ者ハ長及教員ノ推薦ニ拠リ總理之ヲ選定スル

モノトス尤当選者ニハ証状ヲ附与ス

〔第七条 略〕

第八条 給費金給与ノ期限法理文三学部及ヒ豫備門本爨ハ七月十一日ニ起リ翌

年七月十日ニ至ル一週年間トシ医学部及ヒ豫備門分爨ハ十一月一日ニ起リ

翌年十一月三十日ニ至ル一週年間トス〔以下、略〕

〔第九条以下第十六条まで略〕

明治十六年三月六日

東京大学總理加藤弘之印

甲第百五拾六号

客年御達之給費規則大綱ニ拠リ本学於テモ学生々徒（別課医学製薬学生ヲ除ク）ノ學業獎励之為メ褒賞給費之制相設度且法理医文学部学生中后来成業ノ目途アルモ貧困ニシテ其志ヲ遂クル能ハザル者ニハ學資ヲ補助シ其業ヲ卒ハラシメ度候ニ付而ハ補助給費之制モ亦同様設置致度尤右裁可相成候得ハ本学年ハ差向キ補助給費生百五十五名ヲ限り差許度此段相伺候間至急仰裁可候也
但褒賞給費生人員之義ハ目今取調中ニ付追而可伺出候也

補助資料1・4 本学年補助給費生一五五名

書面同之趣聞届候事

文部卿代理
大藏卿松方正義殿

文学部長外山正一の建言「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」（明治十五年二月）

明治十六年三月廿九日印

〔別紙、同郵紙〕

補助資料1・5 豫備門の褒賞給費月額を五円とする

○准允文書 「文部省准允」 明治十六年 E2 第一七件

(1)「東京大学」茶色十三行郵紙

(2)①専学第百七十三号(「甲第一百五十五号」に対する回答)

②(イ)▼教務課【花押(未判読)】【花押(未判読)】④【杉原】④会計課④

【羽田野】④庶務課④【恭次】④【坪内】④【石原】

(イ)④記録掛

(ロ)總理【花押(加藤弘之)】④同心得/同補助/幹事【花押(服部一三)】

(ロ)④長【花押(杉浦重剛)】

(3)①▼印は【東京大学/總理之印】④印は【文部卿/福岡孝/弟之印】

②▼【東京大】④【専門學務局】(允許の書き込みの上部)④【省】

③大第八三号三月廿三日受正副
部文受第百九十七号④【市來】

甲第二百十五号

本学改正給費規則第四条え別紙之通但書追加致度此段相伺候尤モ都合モ有之候
条至急仰裁可候也

明治十六年三月廿三日

東京大学總理加藤弘之印

文部卿福岡孝弟殿

書面同之通

明治十六年四月一日印

第四条
本文從前之通

但豫備門生徒ハ一人ニ付一ヶ月金五円トス

補助資料1・6 本学年褒賞給費生人数

○准允文書 「文部省准允」 明治十六年 E2 第二三三件

(1)「東京大学」茶色十三行郵紙

(2)①専学第1百参考号(「甲第一百廿一号」に対する回答)

②(イ)④教務課【花押(未判読)】④会計課④【安井】④庶務課④【坪内】④

【石原】④【花押(未判読)】④【未判読】

(イ)④記録掛④【白木】

(ロ)供闇/總理【花押(加藤弘之)】④心得/同補助/幹事【花押(服部一三)】

(ロ)④長④【外山正一】④【花押(杉浦重剛)】④【菊池】

(3)①▼印は【東京大学/總理之印】④印は【文部卿/福岡孝/弟之印】

②▼【東京】④【部省】④【文部省專】(允許の書き込みの上部)

③大第八三号(九二)号三月廿六日受正副
部文受第二百号

(4)別紙上部に「丙」と書かれた附箋がある。

(4)右欄外に▽「專学二百三号」

甲第二百廿一号

先般裁定相成候本学給費規則二拵り本学年中褒賞給費金ヲ給与スヘキ人員別紙
之通相定度依テ此段相伺候条至急仰裁可候也

明治十六年三月二十四日

東京大学總理加藤弘之印

文部卿福岡孝弟殿

書面伺之通

明治十六年四月廿一日回

〔別紙〕

優賞給費生人員

〔法学部（四人）、理学部（七人）、医学部（五人）、文学部（四人）略〕

豫備門本餐

第二級以上

六人

同 分餐

第二級以上

三人

第一級以上

六人

補助資料2 教育課程関係

補助資料2・1 英語の授業のある中学校数

○受領文書 『文部省官立学務局及諸局往復』 明治十三年甲 A30 「文部省
官立学務局往復」の九三〇

(1)「文部省」茶色十三行墨紙

(2)①地学第百二十六号

②㊀【吉田】(右下欄外)

(4)占檢のため、東大側で印が書き込まれているが、その部分は翻刻しない。

地学第百二十六号

本月十日甲第七十一号ヲ以府県立中学校中専ラ英語ヲ用ヒ授業致候モノ及ヒ傍ラ英語ヲモ授業致候モノ校名位置并教則等御承知被成度旨御照会之趣承了然ル
處該中学校位置等不祥之分有之候得共概略別紙之通取調差進候間右ニテ御承知有之度此段及御回答候也

明治十三年四月廿八日

東京大学法理文三学部綜理
文部省三等出仕加藤弘之殿

追テ本文府県立中学校ト有之候處府県立学校ト町村ノ公費ヲ以設置候学校トノ
區別取調方判然難致候間惣シテ公立中学校ノ分取調候儀ニ有之候且教則ハ文部
省日誌教育雑誌等ニ記載有之候ニ付別ニ不及御回付候此段副申候也

〔別紙〕

英書ヲ用ヒテ授業スル公立中学校調

名	県	校	名	位	置	教	則
全	静岡	公立中学校	駿河国駿東郡沼津宿	第六号ニアリ	明治十一年文部省日誌		
韭山中学校	伊豆国田方郡韭山町	致遠中学校	越中国上新川郡富山總曲輪	全上第八号ニアリ	明治十一年文部省日誌		
中	石川	中学校	駿河国静岡追手町	全上第十三号ニアリ	明治十一年文部省日誌		
松山中学校	長野	公立中学校	因幡国鳥取沢市場町	全上第十四号ニアリ	明治十一年文部省日誌		
伊豫国温泉郡松山二番町	伊豫	中学校	不詳	上	上	上	上
明治十一年文部省日誌	十五号ニアリ	全上第十五号ニアリ					

〔袋縫じ折り代部分〕

県山形	県広島	県長崎	府大坂	府京都	県埼玉	県栃木	県全	県愛媛	県石川	県兵庫	県立和歌山中学校	津山変則中学校	美作国西北条郡津山山下	明治十二年文部省日誌 第一号ニアリ
酒田変則中学校	福山中学校	県立長崎賀中学校	千秋中学校	中学校	中学師範学校	県立栃木中学校	共済中学校	南豫中学校	明新中学校	公立中学校	公立中学校	不詳	美作国西北条郡津山山下	明治十二年文部省日誌 第一号ニアリ
羽後国飽海郡酒田	不詳	肥前国彼杵郡佐賀原郷	第二中学校区内西区新町南通	山城国上東第廿区下立壳金坐	武藏国足立郡浦和宿	不詳	伊豫国喜多郡大洲里	北宇和郡宇和島堀端通	全	全	全	全	全上第三号ニアリ	明治十二年文部省日誌 第一号ニアリ
全	全	全上第十七号ニアリ	全上第十三号ニアリ	全上第十一号ニアリ	全	全	全上第八号ニアリ	全上第七号ニアリ	全	全	全	全	全上第十九号ニアリ	全上第十八号ニアリ
					上		上		上		上		上	上

県高知	県大分	中学校													
		全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

〔袋縫じ綴じ代部分〕

県岡山	県岩手	県三重	県宮城	県千葉	県山形	全	県山口	府東京	県群馬	県熊本	府東京	県静岡	県岐阜	中学校	中学校
岡山中学校	県立岩手中学校	中学校	宮城中学校	県立千葉中学校	鶴岡中学校	中学校師範学校	県立山口県中学校	府立第一中学校	県立群馬県中学校	県立熊本中学校	府立第二中学校	浜松中学校	遠江国敷地郡浜松宿	美濃国厚見郡今泉村	全上第十九号ニアリ
不詳	陸中国南岩手郡仁王村字内丸	伊勢国安濃郡丸ノ内	陸前国仙台東二番町	下總国千葉郡千葉町	羽前国西田川郡鶴岡家中新町	全	全	神田錦町三丁目一番地	全	不詳	東京府構内	全上第十九号ニアリ	全上第十八号ニアリ	全	上
						全									

県新潟	長岡学校	越後国古志郡長岡町	文部省教育雑誌第八十 二号附録ニアリ
全	新発田変則中学校	全国蒲原郡新発田本村	全 上

便ヲ生シ且其解意ノ力寡キカ為ニ自然正則之進歩モ亦遲緩ナル様存候間今後ハ入学試業ニ要スル变則英学并ニ数学ヲ一層高尚ニナシ府下或ハ地方ノ諸学校ニ於テ修學ノ途有之学科ハ豫備門課程中ヨリ之ヲ廢シ又新ニ簿記法ノ科ヲ設ケ其他從前ノ課程ニ多少ノ修正ヲ加ヘ別紙甲号之通り改定致シ且從前ノ第四級ヲ廢シ又第三級ヘノ入学試業科目ハ乙号之通相定メ來学年始ヨリ施行致度右様相成候上ハ教導上ノ有益ハ勿論隨テ自然教員ノ數モ減スルヲ可得候得ハ經濟上ニ於テモ幾分力裨益可有之儀ト存候条至急裁可相成度此段相伺候也

明治十四年三月

東京大学三学部綜理
加藤弘之

文部卿河野敏鎌殿

同之趣聞届候事

但脩身及体操ヲ加ヘ脩身ノ授業時間ハ更ニ取調伺出ヘク体操ノ時間ハ適宜之ヲ定ムヘク其他朱書之通訂正可致事

明治十四年七月廿一日

「別紙」(欄外上部に「甲」)

東京大学豫備門学科撰定規則

- 補助資料2・2 正則英学から变則英学へ転換
- 准允文書『文部省准允』明治十二・三・四年 E 1 明治十四年三〇丁
- (1) 同の部分は「東京大学」/「法学部」「理学部」「文学部」茶色十三行墨紙。允許は、追加した「文部省」茶色十三行墨紙に記入されている。
- (2) ①官学第五百四十九号(「甲第四十三号」に対する回答)
- ②(イ)教務課@【石原】/〈庶務課@【恭次】@【坪内】@【白木】
- ③(イ)供閲/總理【花押(加藤弘之)】/全心得/【石黒】

- (3) ①▽回の文字は【文部少/輔九鬼/隆一之印】
- ③右下欄外に「二〇五」の記入

甲第四十三号

学科課程「略」

豫備門 従来ノ学科課程之儀ハ專ラ正則ノミヲ主眼ト致シ候事ユヘ入学生徒試験モ随テ正則ヲ主トシ來リ候処何分解意之力寡ク故ニ其本部へ進入スルヤ往々不

「別紙」(欄外上部に「乙号」)

一當門ノ課程ヲ三ヶ年トシ隨テ生徒ノ階級ヲ三等トス此三ヶ年ノ課程ヲ卒業スル者ハ各自ノ撰択ニ任セ東京大学法、理、文ノ一学部ニ入ルヲ得セシム

一當門ノ学科ヲ卒リ試業ヲ完ウセシ者ニハ其証書ヲ附与スベシ

東京大学豫備門第三級（最下級）へ入学試業撰定課目左之如シ「以下略」

補助資料2・3 入学年齢を十四歳以上に変更

○准允文書の写し（写しの簿冊しか現存しない）『文部省往復』明治十五年

甲一 A 48 一六〇丁

(1)「東京大学」茶色十三行郵紙。

(2)①専学第百三十六号（「甲第百一十五号」に対する回答）

甲第百二十五号 東京大学法理文学部及豫備門諸規則中別紙之通改正追加致度此段相伺候尤本年

印刷法理文学部并豫備門一覽へモ右改正之分記載可致見込ニ付至急仰裁可候也

明治十五年二月廿四日

東京大学總理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿 同之通

明治十五年三月十一日

〔別紙（抜萃）〕

一豫備門一覽入学在学退学規則中改正按

第九条

入学ノ期ハ毎学年ノ始メ一回トス但シ時宜ニ由リ第一第二第三学期ノ始メ或ハ第○三学期ノ終リニ於テ入学ヲ許スコトアルヘシ

右ハ或ハ第三学期ノ終リノ九字ヲ新加ス

第十条

第一級最下ニ入ルヘキ者ハ其齡十四年以上トシ第二年級ニ入ルヘキ者ハ十五年以上トス其餘ニ準ス

右ハ從前第一年級ニ入ルヘキ者ハ其齡十二年以上トス而ルニ本学年ヨリ第四級（從前最下級）ヲ廢シ第三級ヲ第一年級トナスニ付テハ之ニ入ルヘキ者ハ十三年以上トナスヲ順トスヘシト雖其齡猶弱ニ過クルカ如キニ因リ自今十四年以上ニ改メシヲ要ス

第十五条

入学ノ許可ヲ得タル者ハ第三号書式ニ準シ正副保証人連署ノ在学証書ヲ出ス
ヘシ但シ正副保証人ハ共ニ丁年以上ノ男子ニシテ東京府十五区内ニ於テ一家
計ヲ立ル者ニ限ル若シ東京府十五区内ニ於テ保証人二人ヲ得ル能ハサレハ其
一人ハ東京府六郡内ニ住スル者ニテモ願ニ依リ詮義ノ上之ヲ許スコトアルヘ
シ

右ハ本学一覽ニ準シ本文ノ通改正セシムヲ要ス

補助資料2・4 学事諮詢会の内容

○受領文書『文部省往復』明治十五年丙 A 45 六六三丁

(1)「文部省」茶色十三行郵紙。別紙は無郵紙、枚付。

(2)①普学第千八百八十八号

②④庶務課④【市川／寛繁】④【坪内】

④▼供闋／總理【花押（加藤弘之）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部一三）】

③④送達済

(3)①▽④は【辻新次】
②▽【部省】

普学第千八百八十八号

府県學務課長等招集本月廿日ヨリ學事諮詢会開設ニ付右心得及諮詢ノ事項別冊
ノ通り被相定候條為御心得及御回附候御領手有之度候也

明治十五年十一月十三日

学事諮問会々幹辻新次^印

東京大学綜理

加藤弘之殿

〔別紙（小型印刷物、六六四丁以下）〕

学事諮問会心得

第一条 本会ハ府県学務課長府県立学校長ニ親ク地方学事ノ実況ヲ諮フカ為ニ開クモノトス
〔第二条～第十九条略〕

明治十五年十一月

文部省

学事諮問会日割

〔会員答議（十一月二十一日～十二月四日）「文部省示諭」（十一月五日）

〔文部省并ニ会員問答（十一月六日～七日）略〕

文部省直轄学校等一覽（此日割ハ時宜ニヨリ）
（変更スル「アルベシ」）

〔十一月八日～十二日略〕

同 十三日 東京大学法学部理学部文学部 「〔同〕は「十一月」を指す」

同 十四日 東京大学医学部

同 十五日 東京外国语学校

計日曜祭日ヲ除キ廿一日

詰問ノ事項

〔第一から第十六まで略〕

第十七 中学校専門学校等卒業後ノ情況并ニ公費ヲ以テ生徒ヲ諸学校ニ派遣入
学セシムル方法及其実況 [以下第四十まで略]

明治十五年十一月

文部省

補助資料2・5 学事諮問会で、地方入試、英語学専修課、貢進生制度を提案
○発信文書『文部省往復』明治十五年内 A45 六六四丁

(1)「東京大学」青色七行（行間細野七行付）野紙

(2)①甲第九百七号

②④庶務課@【坪内】@【市川／寛繁】

③総理【花押（加藤弘之）】/全心得/全補助/幹事【花押（服部一三）】

④文部長@【外山正一】/豫備門長【花押（杉浦重剛）】

③④送達済

甲第九百七号 案

府県学務課長等へ本学と親ク示諭可致ニ付右示諭ノ大意大略書取ヲ以テ本月廿
日前ニ御回付可申云々本月十三日普學第千八百七十二号ヲ以御照会之趣致承知
候右者左之二項ヲ示諭可致候條此段及御回答候也

但医学部長三宅秀祐（モ）示諭可致段申進置候處右ハ専門學務局長ヲ示諭相
求〔致〕候事ニ未諭~~カ~~〔該局長え協議致〕置〔趣〕候條此段申副候也

明治十五年十一月十七日

東京大学綜理加藤弘之

学事諮問会々幹辻新次殿

外山文学部長并杉浦豫備門長ヲ示諭ノ大意

中学卒業之者豫備門へ入学ノ手順及ヒ過般文学部長ち文部卿へ建言セル各府県

以上掲クル所ノ事項ノ外教育事務上ノ順序方法等ニ係リ意見アルモノハ亦特
ニ之ヲ開陳スルヲ得且以上ノ事項中ト雖モ未タ其実況ヲ詳述スル「能ハサル
等ノモノハ之カ答議ヲナサスシテ其由ヲ述フルモ妨ケナシ

ヨリ貢進生様ノ者ヲ大学へ出候儀ト実際ニ行ナリハル」ベキヨリアルヤ希麻聞
〔フテハ如何ノ旨ヲ示諭ス〕

補助資料2・6 地方入試と英語学専修課の説明

○発信文書

『文部省往復』明治十五年丙

A 45 六八九丁

(1)「東京大学」青色七行(行間細野七行付)野紙。別紙は「東京大学」茶色十三行野紙。

(2)①甲第九百二十三号

②④庶務課印【恭次】印【坪内】印【市川】印【寛繁】印【花押】印【未判読】印

回總理/全心得印【池田】印全補助/幹事【花押】印【服部】印

印b部長【花押】印【穗積陳重】印【菊池】印【外山正一】印豫備門【花押】印

浦重剛】印

③④送達済

回「至急」の書込。また、赤い附箋(至急の意)を貼ってあつた痕あり。

†件名中*の部分に改行があり、次の「甲第九百二十三号」は、一行にわたる件名の行間に書き込まれている。

補助資料2・7 地方入試と英語学専修課の説明に加筆を提案
○受領文書 『文部省往復』明治十五年丙 A 45 六九二丁

別紙普通学務局長より照会ニ對シ左之通御回答相成可然哉
甲第十九百二十三号
本月十九日付ヲ以テ府県學務課長等ニ示諭之儀ニ涉り御照会有之(仍テ及)御

回答才趣(候次第)モ有之候處中学卒業之者豫備門へ入学手順方法等ノ大略可

申進旨(尚)御照会之趣致承知候右者別紙之通ニ有之候條此段及御回答候也

十五年十一月廿二日

東京大学総理加藤弘之代理
東京大学総理心得池田謙齋

貴学ニ於テ府県學務課長等ニ示諭可相成事項中、大中学連絡云々之儀ニ付去廿
二日御回答之趣承了然ルニ右文中聊不明瞭之廉有之様相見候間別紙朱書之旨趣
御加ヘ相成候様致度此段更ニ及御照会候也

普通学務局長
文部大書記官辻新次殿

〔別紙〕(「東京大学」茶色十三行野紙)

普通学務局長

明治十五年十一月二日

文部大書記官辻新次印

地方學務課長本學え參觀之砌大中學之連絡ヲ通スル為メ示諭スルノ条款
一地方中學ニ於テト十分ニ英語ヲ力ヲ養成ナル能ハサルヲ以テ初等中學科ヲ卒
業シタルモノニチ豫備門本學ニ於テ其學力ヲ試験シ合格セシモノハ豫備門本
學ニ於テ尚一年間英語学ヲ專修セシメ試験之上本學第二級え編入セシムル」
アルヘシ

一高等中學科ヲ卒業シタルモノニチ本學法理文学部ニ入ラントスレハ先ツ英語
(訳解ハ此限ニ)ヲ除之外本學〔法理文〕三學部第一年級ニ入ルト同等之試
験ヲ施シ合格セシモノハ本學ニライテ一年間英語ヲ專修セシメ更ニ諸科目試
験之上本學〔法理文〕三學部第一年級ニ編入セシムル「アルヘシ
(アラス)
一右試験ハ豫備門本學内ニライテ施行スルハ無論之事ナレモ初等中學科卒業ノ
モノニ限り志願者ノ便宜ヲ計り入学試験問題ヲ出シ之ヲ地方官ニ托シ地方官
臨席之上(ヲシテ)毎年七月上旬ニライテ試験ヲ施行セシムル「アルヘシ尤
モ其答帯ハ地(方)官ヨリ直ニ之ヲ豫備門ニ送致スヘシ豫備門ニライテハ右
答帯ヲ査定シ合格之者ヲ地方官ニ報道スヘシ

総理代理

東京大学総理心得池田謙齋殿

追テ本文之趣ハ杉浦豫備門長工面談致置候儀有之候間此旨為念申添候也

〔別紙〕

地方学務課長本学へ參觀ノ砌大中学之連絡ヲ通スル為メ示諭スルノ条款

一 地方中学ニ於テ初等中学科ヲ卒業シタルモノニテ豫備門本齋ニ於テ「英語（訳解ハ此限ニアラス）ヲ除クノ外邦語ヲ以テ」其学力ヲ試験シ合格セシモノハ豫備門本齋ニ於テ尚一年間英語学ヲ專修セシメ試験之上本齋第二級ヘ編入セシムル

「アルヘシ

一 高等中学科ヲ卒業シタルモノニテ本学法理文学部二入ラントスレハ先ツ英語（訳解ハ此限ニアラス）ヲ除クノ外「邦語ヲ以テ」本学法理文三学部第一年級二入ルト同等ノ試験ヲ施シ合格セシモノハ「豫備門」本齋ニライテ一年間英語ヲ專修セシメ更ニ諸科目試験ノ上本学法理文三学部第一年級ニ編入セシムル「アルヘシ

一 右試験ハ豫備門本齋内ニライテ施行スルハ無論之事ナレモ初等中学科卒業ノモノニ限り志願者ノ便宜ヲ計り入学試験問題ヲ出しシ之ヲ地方官ニ托シ地方官ヲシテ毎年七月上旬ニライテ試験ヲ施行セシムル「アルヘシ尤モ其答紙ハ地方官ヨリ直ニ之ヲ豫備門ニ送致スヘシ豫備門ニライテハ右答紙ヲ査定シ合格ノ者ヲ地方官ニ報道スヘシ

〔別紙〕

十二月十日(一)日

東京大学法理文三学部
池田謙齋殿

明治十五年十一月七日

辻 新次印

東京大学総理代理

今回招集相成候府県學務吏員等來ル十三日貴学三学部へ參觀為致候旨及御照会置候處都合有之来十一日午前九時ヨリ參觀為致候条右様御了知可然御取計相成度此段更ニ及御照会候也

学事諮詢会々幹

(3)①△印は【文部省／学事諮詢／問合印】

○文部省豫備門記録掛印【白木】／＼教場掛【花押（未判読）】

〔1〕印は【文部省／学事諮詢／問合印】

②(1)教務課【花押（未判読）】印【井上】印【小林】／会計課印【羽田野】印

【小泉】／＼庶務課印【坪内】印【市川】／寛繁

〔4〕印は【文部省豫備門記録掛印】

〔5〕印は【文部省／学事諮詢／問合印】

- (1)「文部省」茶色十三行罫紙
(2)①無番号

一 右畢リテ退散

但以上ノ組割ハ仮リニ之ヲ定ムルモノニシテ實際來觀者ノ多少ニ因リ府
県ニ拘ラス单ニ其人員ニ拠リテ其組割ヲナス「アルヘシ」

十四日 [略]

補助資料2・9 地方入試と英語学専修課の説明の加筆の提案を受入れ

○発信文書 「文部省往復」 明治十五年丙 A 45 六九四丁

(1)「東京大学」青色七行(行間細)黒七行付)郵紙

(2)①甲第九百九拾三号

②①(イ)庶務課 【花押(未判読)】③【市川/寛繁】

④(イ)總理/全心得/全補助/幹事【花押(服部一三)】

(2)b文学部長④【外山正一】、「」の印は、豫備門長のところに謹捺されて
いる。」/豫備門長④【花押(杉浦重剛)】

⑤(イ)送達済

別紙普通学務課(局)長迄之照会ニ對シ左之通御回答相成可然哉

甲第九百九拾三号 本學於テ府県學務課長等ニ示諭可致事項去ル廿二日付ヲ以及御回答候處右文中
朱書之旨趣相加へ可申云御照会之趣致承知候右ハ來示之通り相加へ可申候条
此段及御回答候也

明治十五年十一月八日

東京大学總理代理
東京大学總理心得池田謙齋

文部卿福岡孝弟殿

甲第千四十六号
地方中学校ニ於テ初等中学科或ハ高等中学科ヲ卒業セル生徒ニシテ本学法理文
学部ノ内え進入ヲ志望スルモ未タ英語学ニ達セサルヲ以テ素願ヲ失シ候者往々
渺カラス仍テ自今該生徒ヲシテ豫備門本覺ニ於テ各一年間英語学ヲ専修セシメ
合格ノ上本覺第二級或ハ法理文学部第一年級ニ編入候様致度且右不苦候ハ、豫
備門本覺入学規則中ヘ別紙追加案之通加入致度仍テ右両条相伺候也

明治十五年十一月廿三日

東京大学總理加藤弘之回

追伸 本文之趣ハ過般学事諮詢會ニ付來会之各府県學務課長え豫備門長ヨリ略
内協議ニモ及置候義ニ候故可成速ニ裁可ヲ仰度此段附陳候也

補助資料2・10 地方入試の導入と英語学専修課の設置

○准允文書 「文部省准允」 明治十六年分 E 2 第一件

同之通
明治十五年十一月廿九日回

「規則添附なし、補助資料2・11が相当する」

行黙紙

(2)①甲第四拾九号

②(1)豫備門記録掛印【白木】庶務課印【市川／寛繁】

③(1)総理【花押（加藤弘之）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部一三）】

④(1)b豫備門長【花押（杉浦重剛）】

⑤(1)送達済

- 『文部省往復』明治十五年甲三 A50 四三三丁以下の発信文書（補助資料2・10の文書について）の写しから「豫備門入学規則追加案」の部分（四三四丁）のみ抜萃

豫備門入学規則追加案

一 地方中学ニ於テ初等中学科ヲ卒業シタルモノニテ豫備門本齋ニ於テ英語学（訳解ハ此限アラス）ヲ除クノ外諸学科ハ邦語ヲ用ヒテ其学力ヲ考試シ而シテ之ニ合格セシモノハ豫備門本學ニ於テ尚一年間英語学ヲ專修セシメ試業ノ上本齋第二級へ編入セシムルコトアルヘシ

一 高等中学科ヲ卒業シタルモノニテ本學法理文学部二入ラントスレハ先ツ英語学（訳解ハ此限アラス）ヲ除クノ外諸学科ハ邦語ヲ用ヒテ本學法理文三學部第一年級ニ入ルト同一ナル試業ヲ施シ而シテ之ニ合格セシモノハ豫備門本齋ニ於テ一年間英語学ヲ專修セシメ更ニ諸科目試業ノ上本學法理文学部第一年級ニ編入セシムルコトアルヘシ

一 右試業ハ豫備門本學内ニ於テ施行スルハ勿論ノ事ナレトモ初等中学科卒業ノモノニ限り便宜ヲ計リ入学試業問題ヲ地方官ニ托シ地方官ヲシテ毎年七月上旬ニ於テ試業ヲ施行セシムルコトアルヘシ尤其答紙ハ地方官ヨリ直ニ之ヲ豫備門ニ送致スルコト、シ豫備門ニ於テハ右答紙ヲ査定シ合格ノ者ヲ地方官ニ報道スルモノトス

文部省普通学務局長
文部大書記官辻新次殿

東京大学総理加藤弘之

甲第四拾九号
今般本學豫備門入学規則追加候處右者大中二學之連絡ニ關係シ府県中學校ノ施設上ニ於テ豫テ注意ヲ要スル廉不少儀ニ付別紙甲号文部省ニ於テ報告相成乙号府県へ通知可相成ニ付本學意見御照会之趣致承知候右者於本學モ致希望候義ニ付御申越通御取計有之度此段及御回答候也

明治十六年一月廿木〔九〕日

- (3)①▽印【文部省／普通学／務局印】
(4)別紙「丙ノ一号」の右下欄外に印【千葉】

丙ノ一号

〔別紙、「文部省」茶色十三行黙紙。〕

今般貴學豫備門入学規則追加相成候處右ハ大中二學之連絡ニ關係シ府県中學校ノ施設上ニ於テ豫テ注意ヲ要スル廉不少儀ニ付別紙甲号之通文部省ニ於テ報告シ乙号之通府県へ及通知置度候付一応御意見致承知度此段及御照会候也

明治十六年一月廿六日

文部省普通学務局長辻新次印

- 補助資料2・12 地方入試と英語学専修課の規則を全国に周知
○発信文書『文部省往復』明治十六年乙 A67 第一二七件

- (1)「東京大学」青色七行（行間細野七行付き）黒紙。別紙は「文部省」茶色十三

東京大学総理加藤弘之殿

文学部長外山正一の建言「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」（明治十五年二月）

〔別紙の別紙、「文部省」茶色十三行郵紙〕

甲 報告案

文部省報告 第 号

年月日 発行

学校ノ準備ニ注意セラレ其府県立ニ係ルモノハ勿論町村立私立ニ係ルモノニ至
ル迄一層整備イタシ候様精々御計画相成度此段申進候也

本局長

年月日 各府知事県令

今般東京大学豫備門規則中へ左之追加シ中学校卒業生ノ大学ニ入ルノ便路ヲ
開ケリ

補助資料2・13 英語学専修課の入学時期を増加

○准允文書『文部省准允』明治十七・八年分 E3 十七年分第七丁

(1)「東京大学」茶色十三行郵紙。別紙は小型無郵紙、枠付。

(2)①專第五十号(甲第六十一号)に対する回答

②(イ)庶務課(市川・寛繁)印(石原)印【取】

(イ)記録掛(白木)

(ロ)供聞/總理【花押(加藤弘之)】/同心得/同補助/幹事【花押(服部一三)】

(ロ)b豫備門長【花押(杉浦重剛)】

(3)①▼印は【東京大学/總理之印】▽印【文部卿/大木喬任/之印】

②【東京大】/【省】/【學務局】(允許の書込みの上に)

③大ノ二五号一月廿四日受 別紙共正副 文部省第五十九号印【中國】

甲第六十一号

豫備門本齋英語学専修生徒(地方中学校ニ於テ中学科卒業ノ者)入学之期ハ本

齋学年ノ始メニ限り候成規ニ有之候處地方中学校中或ハ二月七月之兩月ニ於テ
門ニ送致スル「トシ豫備門ニ於テハ右答紙ヲ査定シ合格ノ者ヲ地方官ニ報道
スルモノトス

〔別紙の別紙、「文部省」茶色十三行郵紙〕

乙 御通知案

中大二学連絡ノ儀ニ係リ先般學務課長等へ委詳示諭相成候旨趣ニ基キ今般東京
大學豫備門規則中へ別紙文部省報第一号之追加相成候就テハ今後大學ニ入ル
ノ生徒ハ可成中學校ヲ經テ入学セシムルノ目的ニ從ヒ府県ニ於テハ主トシテ中

モノニ限り便宜ヲ計リ入学試験問題ヲ地方官ニ托シ地方官ヲシテ毎年七月上
旬ニ於テ試験ヲ施行セシムル「アルヘシ尤其答紙ハ地方官ヨリ直ニ之ヲ豫備
門ニ送致スル「トシ豫備門ニ於テハ右答紙ヲ査定シ合格ノ者ヲ地方官ニ報道
スルモノトス

明治十七年一月廿三日

補助資料 2・14

豫備門 入学年齢を十六歳に上昇

東京大学總理加藤弘之印

○准允文書『文部省准允』明治十七・八年分 E3 十七年分四七丁

文部卿大木喬任殿

同之趣聞届候事

明治十七年一月三十一日 印

〔別紙。小型印刷物。但し冒頭の「英語学専修課」の部分と末尾の朱記は書込み〕

英語学専修課

入学規則

一 地方中学校ニ於テ初等中学科ヲ卒業シタルモノニテ豫備門本饗ニ入ラントス
レハ先ツ英語学訳解ハ此限ヲ除クノ外其学力ヲ邦語ニ由リテ考試シ而シテ之
ニ合格セシモノハ豫備門本饗ニ於テ尚一年間英語学ヲ専修セシメ試業ノ上本
饗第二級ヘ編入セシムルコトアルヘシ

一 高等中学科ヲ卒業シタルモノニテ本學法理文学部ニ入ラントスレハ先ツ英語
学訳解ハ此限ヲ除クノ外其学力ヲ邦語ニ由リテ考試シ而シテ之ニ合格セシモ
ノハ豫備門本饗ニ於テ尚一年間英語学ヲ専修セシメ更ニ諸科目試業ノ上本學
法理文学部第一年級ニ編入セシムルコトアルヘシ
一 右試業ハ豫備門本饗内ニ於テ施行スルハ勿論ノ事ナレトモ初等中学科卒業ノ
モノニ限り便宜ヲ計リ入学試業問題ヲ地方官ニ托シ地方官ヲシテ毎年七月上
旬ニ於テ試業ヲ施行セシムルコトアルヘシ尤其答紙ハ地方官ヨリ直ニ之ヲ豫
備門ニ送致スルコト、シ豫備門ニ於テハ右答紙ヲ査定シ合格ノ者ヲ地方官ニ
報道スルモノトス

但シ時宜ニ由リ臨時ニ募集シ試業ノ上入学ヲ許スコトアルヘシ

明治十七年四月廿六日

東京大学總理加藤弘之印

文学部長外山正一の建言「大学へ天下ノ人才ヲ輻輳セシムルノ法」（明治十五年一月）

文部卿大木喬任殿

補助資料2・15 英語学専修課を英語学専修に変更

○准允文書 「文部省准允」 明治十七・八年分 E3 十七年分九〇〇

再伸 本文之通課程ヲ四ヶ年ニ更メ候得共該最下級即チ第四級ノ学科ハ本費旧第三級ノ学科ト同等之地歩ニシテ固ヨリ從前ヨリ一等ヲ下り候学科ヲ新設致候義ニハ無之今回之改正ニ付画三ノ科目増殖スノミナラス從テ授業時間モ增加候故課業ノ全程ニ就テ一ヶ年ヲ延長致候事ニ有之候案為念此段附述候也

同之通

但第三年自ニ至リ英獨両語ヲ兼得サル者ハ必シモ相強サル様注意スベシ尤其方法等追テ取調之上可申出事

明治十七年六月五日回

「別紙。同郵紙。欄外上部に「甲号」」

改正豫備門学科課程 「略」

「別紙。同郵紙。欄外上部に「乙号」」

入学試業科目 「略」

「別紙(乙号)と同じ丁で次頁に書かれている。同郵紙。欄外上部に「丙号」」

文部卿大木喬任殿

同之通

明治十七年八月十三日回

東京大学總理加藤弘之印

(3)①▼印は【東京大学／總理之印】▽印は【文部卿／大木喬任／之印】
 ②▼【東京大】▽【文部省專】(允許の書き込みの上部)

③大ノ二一一号 八月九日受 別紙共正副
 部受第六百五十一号

甲第六百四十五号

先般本学豫備門学科課程ヲ改正候ニ付テハ該門一覽第五十一条第五十二条ヲ別紙之通修正ヲ加ヘ度此段相伺候也

明治十七年八月八日

第十条 第一年級級最下二入ルヘキ者ハ其齡十六年以上トシ第二年級ニ入ルヘキ者ハ十七年以上トシ其餘之ニ準ス但シ天然痘又ハ種痘ヲ了ヘ身体壯健且ツ入学後一学年内ニハ徵兵適齡ニ至ラサル者ニ限ル

修正案朱圈ヲ附スルモノヲ修正トス

第五十一条 初等中学科ヲ卒業シタル者ニテ当門ニ入ラントスレハ先ツ英語学
訳解ハ此限ヲ除クノ外其学力ヲ邦語ニ由リテ考試シ而シテ之ニ合格セシ者
ニアラス。○○○ハ當門第三級ニ編入シ尚一年間英語学ヲ專修セシメ試業ノ上第二級ヘ昇級
セシム。

第五十二条 高等中学科ヲ卒業シタル者ニテ本学法理文学部ニ入ラントスレハ
先ツ英語学訳解ハ此限ヲ除クノ外其学力ヲ邦語ニ由リテ考試シ而シテ之ニ
合格セシ者ハ當門第一級ニ編入シ尚一年間英語学ヲ專修セシメ更ニ諸科目
試業ノ上本学法理文学部第一年級ニ進入セシム。

(しょざわ じゅん 群馬大学教育学部助教授)